

イーサネット通信網サービス契約約款

令和7年4月1日

ソフトバンク株式会社

イーサネット通信網サービス契約約款

平成 13 年 9 月経企第 13-0140 号
施行 平成 13 年 10 月 1 日

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条** 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このイーサネット通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、イーサネット通信網サービスを提供します。
- 2** この約款は、令和 3 年 3 月 31 日において、この約款に基づいてイーサネット通信網契約を締結しているものに限り適用します。
- (注) 本条のほか、当社はイーサネット通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

- 第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2** 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 2 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲載する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

- 第3条** この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網を使用して行う電気通信サービス
5 イーサネット通信網サービス取扱所	イーサネット通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	イーサネット通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
8 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
9 他社接続回線	相互接続点を介して当社のイーサネット通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の協定事業者が設置するもの
10 特定他社接続回線	協定事業者が設置する別紙 2 に定める電気通信サービスに係る他社接続回線
11 特定事業者	特定他社接続回線に係る協定事業者

12 端末回線	当社が、料金表第1表表第1類（定額利用料）に定めるところにより、イーサネット通信網契約に基づいて、イーサネット通信網契約者が指定する場所に設置した電気通信回線
13 接続契約者回線	当社が、別に定める収容イーサネット通信網サービス取扱所の電気通信設備と相互接続点との間に設置する電気通信回線であって、相互接続点において、別紙3に定める協定事業者の他社接続回線又は別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信設備と接続するもの
14 契約者回線	当社が、収容イーサネット通信網サービス取扱所内に設置された取扱所交換設備とその収容イーサネット通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置する電気通信回線
15 契約者回線等	特定他社接続回線、端末回線、接続契約者回線又は契約者回線
16 指定回線	データ通信網サービス契約約款又はIPデータサービス契約約款に規定する契約者回線等（別に定める付加機能に係るものに限ります。）
17 第4種イーサネット通信網契約	当社から第4種イーサネット通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第4種イーサネット通信網契約となるものを除きます。）
18 臨時第4種イーサネット通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第4種イーサネット通信網サービスの提供を受けるための契約
19 第4種イーサネット通信網契約者	当社と第4種イーサネット通信網契約を締結している者
20 臨時第4種イーサネット通信網契約者	当社と臨時第4種イーサネット通信網契約を締結している者
21 第5種イーサネット通信網契約	当社から第5種イーサネット通信網サービスの提供を受けるための契約
22 第5種イーサネット通信網契約者	当社と第5種イーサネット通信網契約を締結している者
23 イーサネット通信網契約	第4種イーサネット通信網契約、臨時第4種イーサネット通信網契約又は第5種イーサネット通信網契約
24 イーサネット通信網契約者	第4種イーサネット通信網契約者、臨時第4種イーサネット通信網契約者又は第5種イーサネット通信網契約者
25 契約者回線群	イーサネット通信網を使用して相互に通信を行うことのできるイーサネット通信網サービスに係る契約者回線等又は指定回線により構成される回線群
26 ゾーン	複数の都道府県を1の単位とする当社が別紙1に定める区域
27 論理チャネル	イーサネット通信網を使用して通信を行うために、端末回線から別に定めるサービス接続点（イーサネット通信網サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信設備との接続点をいいます。）との間に設定される論理的通信路
28 端末設備	端末回線若しくは契約者回線の終端に接続される電気通信設備又はイーサネット通信網契約者が指定する場所において、特定他社接続回線（料金表第1表表第1類（定額利用料）に定めるイーサネット相当回線に限ります。）と接続している電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
29 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
30 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
31 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
32 収容イーサネット通信網サービス取扱所	取扱所交換設備が設置されている当社が別に定めるイーサネット通信網サービス取扱所
33 収容区域	1の収容イーサネット通信網サービス取扱所に端末回線を収容する区域で、当社が別に定めるもの
34 加入区域	1の収容イーサネット通信網サービス取扱所の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでイーサネット通信網サービスを提供する区域で、当社が別に定めるもの
35 区域外	1の収容イーサネット通信網サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
36 区域外線路	加入区域を超える地点から引込柱までの間の線路

37 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 イーサネット通信網サービスの種類等

（イーサネット通信網サービスの種類）

第4条 当社の提供するイーサネット通信網サービスは、次のとおりとします。

第4種イーサネット通信網サービス （商品名：ULTINA Wide Ethernet）	第4種契約者回線等（契約者回線等のうち、別に定める特定他社接続回線、端末回線、接続契約者回線又は契約者回線をいいます。以下同じとします。）又は指定回線を使用して提供するイーサネット通信網サービスであって、契約者回線群を構成するもの
第5種イーサネット通信網サービス	端末回線を使用して提供するイーサネット通信網サービスであって、第4種イーサネット通信網サービス以外のもの

（イーサネット通信網サービスの品目等）

第5条 イーサネット通信網サービスには、料金表第1表第1類（定額利用料）に規定する契約者回線等の区分、品目及び設備又は保守の態様による細目（以下「品目等」といいます。）があります。

第3章 イーサネット通信網サービスの提供範囲

（イーサネット通信網サービスの提供区間等）

第6条 当社が提供するイーサネット通信網サービスの提供区間は、別記1に定めるところによります。

2 当社は、相互接続点の所在場所及び業務区域（当社が別に定める区域をいいます。以下同じとします。）をイーサネット通信網サービス取扱所に掲示します。

第4章 契約

第7条～第50条 削除

第1節 第4種イーサネット通信網契約（第4種イーサネット通信網利用契約を除きます。）

（契約の種類）

第51条 第4種イーサネット通信網サービス（第4種イーサネット通信網利用契約に係るものを除きます。以下この節において同じとします。）に係る契約には、次の種別があります。

(1) 第4種イーサネット通信網契約（第4種イーサネット通信網利用契約を除きます。以下この節において同じとします。）

(2) 臨時第4種イーサネット通信網契約

2 前項の規定にかかわらず、次に定める第4種契約者回線等に係る第4種イーサネット通信網サービスについては、臨時第4種イーサネット通信網契約は締結しません。

(1) 特定他社接続回線に係るもの

(2) 接続契約者回線に係るもののうち、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるイーサ伝送相当回線（別に定める電力系事業者等の電気通信サービスに係る他社接続回線と接続するものに限りません。）に係るもの

（契約の単位）

第52条 当社は、第4種契約者回線等1回線ごとに1の第4種イーサネット通信網契約（臨時第4種イーサネット通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約者を含みます。以下同じとします。）は1の第4種イーサネット通信網契約につき1人に限ります。

（共同第4種イーサネット通信網契約）

第53条 当社は、1の第4種イーサネット通信網契約について第4種イーサネット通信網契約者が2人以上となる第4種イーサネット通信網契約（以下「共同第4種イーサネット通信網契約」といいます。）を締結します。ただし、次に定める第4種契約者回線等に係る第4種イーサネット通信網契約については、この限りではありません。

(1) 特定他社接続回線のうち、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるイーサ伝送相当回線に係るもの

(2) 接続契約者回線に係るもののうち、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるイーサ伝送相当回線（別に定める電力系事業者等の電気通信サービスに係る他社接続回線と接続するものに限りません。）に係るもの

(端末回線の終端等)

- 第 54 条** 当社は、第 4 種イーサネット通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定める端末設備を設置し、これを端末回線の終端とします。
- 2 当社は、収容イーサネット通信網サービス取扱所（第 4 種イーサネット通信網契約者との協議により当社が指定した収容イーサネット通信網サービス取扱所とします。）内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 3 当社は、第 4 種契約者回線等に係る特定他社接続回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定めるイーサ伝送相当回線を使用する場合に限り、第 4 種イーサネット通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定める端末設備を設置します。
- 4 当社は、前 3 項の地点を定めるときは、第 4 種イーサネット通信網契約者と協議します。
- 5 当社は、取扱所交換設備が設置されている収容イーサネット通信網サービス取扱所の所在場所を当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所に掲示します。

(収容イーサネット通信網サービス取扱所)

- 第 54 条の 2** 契約者回線は、当社が別に定める収容イーサネット通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。
- 2 当社は、第 92 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合のほか、技術上及びイーサネット通信網サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容イーサネット通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(第 4 種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類の設定等)

- 第 55 条** 当社は、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定めるところにより、第 4 種イーサネット通信網サービスについて提供地域に係る種類及びゾーンを設定します。
- 2 前項に定めるゾーンについて、当社は、第 4 種イーサネット通信網サービスを提供しているイーサネット通信網サービス取扱所に掲示します。

(第 4 種イーサネット通信網契約申込の方法)

- 第 56 条** 第 4 種イーサネット通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 第 4 種イーサネット通信網契約の種別、提供地域に係る種類及び品目等
- (2) 特定他社接続回線に係る相互接続点の所在場所及び端末設備の設置場所
- (3) 端末回線又は契約者回線の終端の場所
- (4) 所属する契約者回線群及びゾーン
- (5) その他第 4 種イーサネット通信網契約申込の内容を特定するための事項
- 2 第 4 種契約者回線等（端末回線及び契約者回線を除きます。）他社接続回線に係る第 4 種イーサネット通信網契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目等
- (2) 相互に接続する他社接続回線の区間
- (3) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) その他他社接続回線に係る第 4 種イーサネット通信網契約申込の内容を特定するための事項
- 3 第 1 項の場合において、その申込みが新たに契約者回線群を設ける申込みであるときは、その契約者回線群に係るイーサネット通信網契約者の中から回線群代表者を定めてイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(第 4 種イーサネット通信網契約申込の承諾)

- 第 57 条** 当社は、第 4 種イーサネット通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、臨時第 4 種イーサネット通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第 4 種イーサネット通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第 4 種イーサネット通信網契約申込を承諾します。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 4 種イーサネット通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあった第 4 種契約者回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第 4 種イーサネット通信網サービスの料金又は工事に関する費用（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって当社が設定するものを含みます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 特定他社接続回線と接続する第 4 種イーサネット通信網契約の申込みにあつては、その特定他社接続回線

との相互接続に関してその特定他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

- (4) 申込みのあった第4種契約者回線等の属する契約者回線群の回線群代表者（その契約者回線群に係るイーサネット通信網契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できるイーサネット通信網契約者をいいます。以下同じとします。）の承諾がないとき。
- (5) その他第4種イーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第57条の2 第4種イーサネット通信網サービスについては、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第4種イーサネット通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第4種イーサネット通信網契約者は、前2項の最低利用期間内に第4種イーサネット通信網契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(提供地域に係る種類又は品目等の変更)

第58条 第4種イーサネット通信網契約者は、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるところにより、第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類又は品目等の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第57条（第4種イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第4種契約者回線等の移転)

第59条 第4種イーサネット通信網契約者は、第4種契約者回線等（特定他社接続回線のうち料金表第1表第1類（定額利用料）に定める光伝送相当回線を除きます。）の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第57条（第4種イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第59条の2 第4種イーサネット通信網契約者は、第4種イーサネット通信網契約に係る他社接続回線の移転の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、イーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は、前項の通知の内容が第57条（第4種イーサネット通信網契約申込の承諾）第3項に該当するときは、第60条の4（第4種イーサネット通信網契約者が行う第4種イーサネット通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第4種イーサネット通信網契約者は、次の場合には、そのことを速やかにイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第4種イーサネット通信網契約に係る他社接続回線に係る契約の解除
 - (2) 第4種イーサネット通信網契約に係る他社接続回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第60条の4（第4種イーサネット通信網契約者が行う第4種イーサネット通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注1) 本条第1項又は第3項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注2) 当社は、第4種イーサネット通信網契約者から本条第1項又は第3項の通知がないときは、第98条（協定事業者からの通知）の通知により本条第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(契約者回線群の変更等)

第59条の3 第4種イーサネット通信網契約者は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、その所属先の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第57条（第4種イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 第4種イーサネット通信網契約者は、所属する契約者回線群の回線群代表者を、同一の契約者回線群に所属する他のイーサネット通信網契約者に変更することができます。
- 4 前項の請求があった場合は、当社は、その契約者回線群に所属するイーサネット通信網契約者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾します。

(その他の契約内容の変更)

第60条 当社は、第4種イーサネット通信網契約者から請求があったときは、第56条（第4種イーサネット通信網契約申込の方法）第1項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第57条（第4種イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて

取り扱います。

(第4種イーサネット通信網サービスの利用の一時中断)

第60条の2 当社は、第4種イーサネット通信網契約者から請求があったときは、第4種イーサネット通信網サービスの利用の一時中断（その第4種イーサネット通信網契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第4種イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第60条の3 第4種イーサネット通信網契約者が第4種イーサネット通信網契約に基づいて第4種イーサネット通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(第4種イーサネット通信網契約者が行う第4種イーサネット通信網契約の解除)

第60条の4 第4種イーサネット通信網契約者は、第4種イーサネット通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第4種イーサネット通信網契約の解除)

第60条の5 当社は、次の場合には、その第4種イーサネット通信網契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金（特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。第76条（利用停止）において同じとします。）その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第76条（利用停止）の規定により第4種イーサネット通信網サービスの利用停止をされた第4種イーサネット通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 相互接続協定の解除、相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第4種イーサネット通信網契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、その第4種契約者回線等の移転、利用の一時中断又は第74条（他社接続回線接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (4) 所属する契約者回線群の回線群代表者からその契約者回線群の廃止の申出があったとき。
 - (5) 所属する契約者回線群の回線群代表者に係る全ての契約者回線等について、契約の解除があったときであって、第59条の3（契約者回線群の変更等）に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (6) 第4種イーサネット通信網契約者が第76条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がイーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第4種イーサネット通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種イーサネット通信網契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第61条 第4種イーサネット通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第1節の2 第4種イーサネット通信網利用契約

(第4種イーサネット通信網利用契約)

第61条の1の2 当社は、指定回線1回線ごとに1の第4種イーサネット通信網利用契約を締結します。

- 2 前項の場合において、データ通信網サービス契約約款又はIPデータサービス契約約款に規定する別に定める付加機能の提供を受けたときは、その契約者は、第4種イーサネット通信網利用契約を締結したこととなります。
- 3 契約者回線群の所属及び回線群代表者に係る規定については、指定回線をこの約款に規定する契約者回線等とみなして第56条（第4種イーサネット通信網契約申込の方法）第3項の規定を適用します。
- 4 第2項の付加機能に係るデータ通信網契約若しくはIPデータ契約を解除した場合、又は第2項に規定する付加機能を廃止した場合は、その第4種イーサネット通信網利用契約を解除したものとします。
- 5 第4種イーサネット通信網利用契約に基づいて第4種イーサネット通信網サービスを利用する権利は、譲渡することはできません。

第2節 第5種イーサネット通信網契約

(契約の単位)

第61条の2 当社は、端末回線群（その終端の場所が同一であって第5種イーサネット通信網契約者が同一の者である2の端末回線をいいます。以下同じとします。）ごとに1の第5種イーサネット通信網契約を締結します。この場合、第5種イーサネット通信網契約者は1の第5種イーサネット通信網契約につき1人に限ります。

(端末回線の終端)

第61条の3 当社は、当社が別に定める建物内の第5種イーサネット通信網契約者が指定した場所において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第5種イーサネット通信網契約者と協議します。

(第5種イーサネット通信網契約申込の方法)

第61条の4 第5種イーサネット通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第5種イーサネット通信網契約の品目等
- (2) 端末回線の終端の場所
- (3) その他第5種イーサネット通信網契約申込の内容を特定するための事項

(第5種イーサネット通信網契約申込の承諾)

第61条の5 当社は、第5種イーサネット通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種イーサネット通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった端末回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が第5種イーサネット通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他第5種イーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第61条の6 第5種イーサネット通信網サービスについては、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第5種イーサネット通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第5種イーサネット通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第5種イーサネット通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(論理チャネルの設定等)

第61条の7 第5種イーサネット通信網契約者は、論理チャネルの設定の請求をすることができます。この場合に、第5種イーサネット通信網契約者は、その論理チャネルの通信の相手先となる電気通信サービス（第4種イーサネット通信網サービスであってサービス間接続機能の提供を受けるもの又はデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網サービス若しくはIPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービスであって特定サービス接続機能の提供を受けるものに限り、以下、「論理チャネルに係る電気通信サービス」といいます。）に係る情報及び料金表第1表第1類（定額利用料）に定める論理チャネルの細目等を指定して頂きます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、論理チャネルを設定します。

- (1) その論理チャネルについて、論理チャネルに係る電気通信サービスの回線群代表者（この約款、データ通信網サービス契約約款又はIPデータサービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。）の承諾がないとき。
- (2) その論理チャネルを設定することが技術上著しく困難なとき。

3 第5種イーサネット通信網契約者は、論理チャネルの細目等の変更を請求することができます。

4 前項の請求があったときは、当社は、第2項の規定に準じて取り扱います。

5 当社は、次の場合には、論理チャネルを廃止します。

- (1) 第5種イーサネット通信網契約者から論理チャネルの廃止の請求があったとき。
- (2) 論理チャネルに係る電気通信サービスの契約の解除があったとき。

(論理チャネルの最低利用期間)

第61条の8 第5種イーサネット通信網サービスに係る論理チャネルには、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、論理チャネルの提供を開始した日から起算して1月間とします。
- 3 第5種イーサネット通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第5種イーサネット通信網契約の解除又は論理チャネルの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(その他の提供条件)

- 第61条の9** 第5種イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止、第5種イーサネット通信網契約者が行う第5種イーサネット契約の解除及び当社が行う第5種イーサネット通信網契約の解除の取扱いについては、第4種イーサネット通信網契約の場合に準ずるものとします。
- 2 第5種イーサネット通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによりします。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第62条** 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信網契約について、次の場合を除き、料金表第1表第1類（定額利用料）により付加機能を提供します。
- (1) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (注) 当社は、そのイーサネット通信網サービスが30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時付加機能（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

第63条 削除

(付加機能の廃止)

- 第64条** 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
- (1) その付加機能の提供を受けているイーサネット通信網契約者から廃止の申出があったとき。
 - (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第1類（定額利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

- 第65条** 当社は、付加機能を利用しているイーサネット通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

- 第66条** 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線等（接続契約者回線を除きます。以下この章において同じとします。）について料金表第1表第1類（定額利用料）に定める端末設備を提供します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、特定他社接続回線のうち、料金表第1表第1類（定額利用料）に定めるイーサ伝送相当回線に係るものにおいては、第54条(端末回線の終端等)に定めるところにより端末設備を提供します。
- (注) 当社は、その契約者回線等が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

(端末設備の種類の変更)

- 第67条** 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

(端末設備の移転)

- 第68条** 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の接続変更)

第 69 条 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、そのイーサネット通信網契約者に係る他の契約者回線等への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 66 条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

第 70 条 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 7 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第 71 条 イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等（接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線（以下「他社回線」といいます。）との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線の相互接続)

第 72 条 当社は、イーサネット通信網契約に係る他社接続回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第 73 条 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

第 74 条 当社は、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 57 条（第 4 種イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 8 章 利用中止等

(利用中止)

第 75 条 当社は、次の場合には、イーサネット通信網サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第 73 条（相互接続点の所在地の変更）の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
- (3) 第 78 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりそのイーサネット通信網サービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをイーサネット通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 76 条 当社は、イーサネット通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間、そのイーサネット通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 96 条（利用に係るイーサネット通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等（接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）

に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(4) 別記5若しくは7に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりそのイーサネット通信網サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をイーサネット通信網契約者に通知します。

ただし、イーサネット通信網契約者が、第96条（利用に係るイーサネット通信網契約者の義務）第1項各号の規定に違反したときであって、イーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

（接続休止）

第77条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、イーサネット通信網契約者が当社のイーサネット通信網サービス又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのイーサネット通信網サービス又は付加機能について接続休止（そのイーサネット通信網サービス又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのイーサネット通信網サービス又は付加機能を一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

2 当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのイーサネット通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信網契約は解除又は付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのイーサネット通信網契約者にそのことを通知します。

第9章 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第78条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第79条 削除

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 80 条 当社が提供するイーサネット通信網サービスの料金は、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に規定する定額利用料、料金表第 1 表第 3 類（一時金）に規定する線路設置費及び設備費とします。

2 当社が提供するイーサネット通信網サービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 81 条 イーサネット通信網契約者は、そのイーサネット通信網契約に基づいて当社がイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの（以下「定額利用料」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、イーサネット通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要しません。

(2) 利用停止があったときは、イーサネット通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、イーサネット通信網契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。ただし、付加機能を利用するものについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

区 別	支払いを要しない料金										
<p>1 イーサネット通信網契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2) 及び (3) 以外のもの</td> <td style="text-align: center;">1 時間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第 4 種イーサネット通信網サービスであって、次の契約者回線等を使用する場合</td> <td style="text-align: center;">12 時間</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">a 特定他社接続回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定めるクラス 1 に係るイーサネット相当回線</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">b 端末回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定める一般型に係るイーサネット相当回線</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間	(1) (2) 及び (3) 以外のもの	1 時間	(2) 第 4 種イーサネット通信網サービスであって、次の契約者回線等を使用する場合	12 時間	a 特定他社接続回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定めるクラス 1 に係るイーサネット相当回線		b 端末回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定める一般型に係るイーサネット相当回線		<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の左欄 1 に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料</p>
区 分	時 間										
(1) (2) 及び (3) 以外のもの	1 時間										
(2) 第 4 種イーサネット通信網サービスであって、次の契約者回線等を使用する場合	12 時間										
a 特定他社接続回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定めるクラス 1 に係るイーサネット相当回線											
b 端末回線のうち、料金表第 1 表第 1 類（定額利用料）に定める一般型に係るイーサネット相当回線											

<p>(3) 第4種イーサネット通信網サービスであって、次の契約者回線等を使用する場合</p> <p>a 特定他社接続回線のうち、料金表第1表第1類（定額利用料）に定める光伝送相当回線</p> <p>b 接続契約者回線</p>	<p>24時間</p>	
<p>2 当社の故意又は重大な過失により、そのイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料</p>	
<p>3 契約者回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、イーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（イーサネット通信網契約者の都合によりイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料</p>	

3 第1項の期間において、イーサネット通信網契約者が、契約者回線等と相互に接続する他社接続回線を利用することができないため、当社のイーサネット通信網サービス又は付加機能を全く利用できないときの定額使用料の支払いは、次によります。

- (1) 契約者回線等と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他他社接続回線の契約者に帰する事由により、イーサネット通信網契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等に係る定額利用料を支払っていただきます。
- (2) 前号の規定によるほか、イーサネット通信網契約者は、次の場合を除き、契約者回線等と相互に接続する他社接続回線を利用できないため、イーサネット通信網サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。ただし、付加機能を利用するものについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 イーサネット通信網契約者の責めによらない理由により、契約者回線等と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時間から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信網サービス又は付加機能についての定額利用料</p>
<p>2 契約者回線等と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該契約者回線等を利用することができない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのイーサネット通信網サービス又は付加機能についての定額利用料</p>
<p>3 契約者回線等の接続休止をしたとき。</p>	<p>契約者回線等の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのイーサネット通信網サービス又は付加機能についての定額利用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第82条 イーサネット通信網契約者は、イーサネット通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われ

ているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第 83 条 イーサネット通信網契約者は、次条第 1 項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には、料金表第 1 表第 3 類 (一時金) に定める線路設置費を支払っていただきます。

ただし、端末回線の設置工事等の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 端末回線の終端が区域外となるイーサネット通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 端末回線の終端が区域外にあるイーサネット通信網サービスについて、端末回線の品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の端末回線の終端が区域外となる端末回線の移転 (移転後の端末回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。) の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 イーサネット通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事 (区域外における端末回線の新設工事に限ります。) の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第 84 条 イーサネット通信網契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するイーサネット通信網契約の申込み (契約者回線等の品目等の変更又は移転の請求を含みます。) をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 3 類 (一時金) に定める設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線等の設置工事等の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 イーサネット通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事 (前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。) の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 85 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第 86 条 共同第 4 種イーサネット通信網契約を締結している第 4 種イーサネット通信網契約者は、その第 4 種イーサネット通信網契約者が支払うべき料金その他の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 87 条 イーサネット通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 88 条 イーサネット通信網契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

第 89 条 イーサネット通信網契約者は、そのイーサネット通信網契約に基づいて使用する、特定他社接続回線の料金等 (イーサネット通信網サービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に係る費用であって、当社が設

定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。

- 2 特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件(責任の制限を含みます。)は、この約款に定めるところによる他、特段の定めがある場合を除き、その特定他社接続回線に係るイーサネット通信網契約の場合に準ずるものとします。

この場合、第81条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する時間については、特定他社接続回線との接続に係るイーサネット通信網サービスにおいて適用する時間(以下「特定時間」といいます。)と同じとします。

第11章 保守

(イーサネット通信網契約者の維持責任)

第90条 イーサネット通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(イーサネット通信網契約者の切分責任)

第91条 イーサネット通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等(接続契約者回線を除きます。)に接続されている場合であって、当社のイーサネット通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、イーサネット通信網契約者から請求があったときは、当社は、イーサネット通信網サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をイーサネット通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、イーサネット通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、イーサネット通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているイーサネット通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第92条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第78条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にそのイーサネット通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第 93 条 当社は、イーサネット通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット通信網サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 81 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、イーサネット通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、イーサネット通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第 81 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限り）に対応する当該イーサネット通信網サービスに係る料金表第 1 表（料金）に規定する定額利用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 前項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット通信網サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 94 条 当社は、イーサネット通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、イーサネット通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線等（接続契約者回線を除きます。）に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雑則

(承諾の限界)

第 95 条 当社は、イーサネット通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線等が特定他社接続回線又は接続契約者回線である場合において、当社の電気通信設備と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第 95 条の 2 イーサネット通信網契約者又はイーサネット通信網契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をイーサネット通信網サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係るイーサネット通信網契約者の義務)

第 96 条 イーサネット通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社がイーサネット通信網サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 イーサネット通信網契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指

定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(イーサネット通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第 97 条 イーサネット通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記 10 及び 11 に定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第 98 条 当社は、イーサネット通信網契約者が別記 2 に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、イーサネット通信網契約者と協定事業者との別紙 2 及び 3 に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(特約条項等)

第 99 条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、イーサネット通信網契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、イーサネット通信網サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社とイーサネット通信網契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第 100 条 イーサネット通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、別記 4 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 101 条 イーサネット通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、イーサネット通信網サービスを利用するうえで参考となる別記 14 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第 14 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 102 条 イーサネット通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 12 に定めるところによります。

別記

1 イーサネット通信網サービスの提供区間等

- (1) 当社が提供する第4種イーサネット通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 相互接続点、業務区域内の端末回線又は契約者回線の終端相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの
 - イ 相互接続点と業務区域内の端末回線又は契約者回線の終端相互間のもの
 - ウ 業務区域内の契約者回線と端末回線の終端相互間のもの
 - エ 相互接続点又は業務区域内の端末回線若しくは契約者回線からサービス接続点（特定サービス接続機能Ⅱ若しくはⅢ、IPデータサービス接続機能又は特定回線群接続機能に係る電気通信設備と当該特定サービス、IPデータサービス又は特定回線群に係る当社が別に定める電気通信サービスとの接続点をいいます。以下同じとします。）間のもの
- (2) 当社が提供する第5種イーサネット通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。
 - ア 業務区域内の端末回線の終端相互間（同一の端末回線に終始する場合を含みます。）のもの
 - イ 業務区域内の端末回線の終端からサービス接続点（第5種イーサネット通信網サービスに係る電気通信設備と第4種イーサネット通信網サービスとの接続点をいいます。）間のもの

2 氏名等の変更

- (1) イーサネット通信網契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、イーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 イーサネット通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりイーサネット通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 自営端末設備の接続

- (1) イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等（接続契約者回線を除きます。以下4から7において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) イーサネット通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、

そのことを当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、イーサネット通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、イーサネット通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、イーサネット通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信網契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) イーサネット通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

9 イーサネット通信網契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、イーサネット通信網契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

10 イーサネット通信網契約者からの端末回線の設置場所の提供等

- (1) 端末回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下 10 において同じとします。）又は建物内において、当社が端末回線を設置するために必要な場所は、そのイーサネット通信網契約者から提供していただきます。
- (2) (1)の場合において、当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、イーサネット通信網契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはイーサネット通信網契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (3) 当社は、第 54 条（端末回線の終端等）に規定する特定他社接続回線に端末設備を設置する場合においても、(1)及び(2)の規定に準じて取り扱います。

11 イーサネット通信網契約者からの電気の提供

当社がイーサネット通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、イーサネット通信網契約者から提供していただくことがあります。

12 協定事業者の専用サービス等に関する手続きの代行

当社は、イーサネット通信網契約の申込みをする者又はイーサネット通信網契約者から要請があったときは、当社のイーサネット通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の別紙2及び3に定める電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

料金表

通則

(料金の設定)

- 1 イーサネット通信網サービスと相互に接続する特定他社接続回線の料金については、当社が設定します。
ただし、特定事業者の契約約款（別紙2に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約約款をいいます。以下同じとします。）に規定するところによりその特定事業者が定める料金については、この限りではありません。
- 2 1の場合において、特定他社接続回線の料金等については、当社の提供区間と特定事業者の提供区間を併せて当社が1の料金を設定します。
ただし、別紙2(2)に定める電力系事業者等（北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、KDD I株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オペテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社QNet及びOTNet株式会社をいいます。以下同じとします。）に係る特定他社接続回線については除くものとします。
- 3 2のただし書に定める場合の特定他社接続回線の料金等については、第1表第2類（特定他社接続回線に関する料金）に定めるとおりとします。
- 4 第4種イーサネット通信網利用契約に係る料金（付加機能使用料を除きます。）については、データ通信網サービス契約約款又はIPデータサービス契約約款に規定する別に定める付加機能に係るデータ通信網契約又はIPデータ契約に係る料金と併せて設定するものとし、その取扱いについてはデータ通信網サービス契約約款又はIPデータサービス契約約款に定めるものとします。

(料金の計算方法等)

- 5 当社は、イーサネット通信網契約者がその契約に基づき支払う定額利用料は、料金月（1の暦月の起算日（当社がイーサネット通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割します。
ただし、第1表第1類（定額利用料）に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。
 - (1) 料金月の初日以外の日イーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日イーサネット通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にイーサネット通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日定額利用料の額の改定があったとき。この場合改定後の定額利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日イーサネット通信網サービスの品目等の変更により定額利用料の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の定額利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (6) 第81条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
ただし、同条の表中24時間に満たない時間については、日割を時間数割（時間数当たりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）読み替えて適用します。
 - (7) 8の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 7 6の規定による定額利用料の日割は、暦日数により行います。この場合、第81条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表又は第3項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とします。
ただし、6(6)ただし書の規定により時間数割を行う場合については、料金月の日数に24を乗じて得た時間数によるものとし、第81条（定額利用料の支払義務）第2項第3号又は同条第3項第2号の表に規定する規定する料金の算定に当たって時間数計算の単位となる1時間は、その開始時刻から起算するものとします。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、5に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 イーサネット通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はイーサネット通信網サービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、10の規定にかかわらず、イーサネット通信網契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、イーサネット通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(サービス品質(遅延時間)に係る料金の取扱い)

13 当社は、第4種イーサネット通信網サービスの別に定める提供区間において、別に定める方法により測定した網内遅延時間(1の提供区間の一端から送信した測定用フレームがその提供区間を往復するのに要する時間をいいます。)の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、当該第4種イーサネット通信網契約に係る定額利用料(基本額に限るものとし、第1類(定額利用料)の適用に定める料金の取扱いを受ける場合は、適用した後の料金とします。以下13から19までにおいて同じとします。)の額に10分の1を乗じて得た額(以下「遅延時間に係る返還額」といいます。)を第4種イーサネット通信網サービス契約者に返還します。ただし、その第4種イーサネット通信網サービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。

(サービス品質(稼働率)に係る料金の取扱い)

14 当社は、第4種イーサネット通信網サービスの別に定める提供区間において、次に定める算式により算出した稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月における第4種イーサネット通信網サービスの定額利用料の額に100分の3を乗じて得た額(以下「稼働率に係る返還額」といいます。)を第4種イーサネット通信網契約者に返還します。

ただし、その第4種イーサネット通信網サービスについて、利用中止、利用停止又は接続休止があった場合は、この限りではありません。

$$\text{稼働率 (\%)} = \left(1 - \frac{\text{第4種イーサネット通信網サービスに係る全ての契約者回線等について、当該料金月に利用できなかった総時間}}{\text{第4種イーサネット通信網サービスに係る全ての契約者回線等の回線数(料金月の末日をその測定日とします。)} \times \text{当該料金月の利用可能総時間(料金月の総日数を分数に換算したものをいいます。)}} \right) \times 100$$

15 14に規定する当該料金月に利用できなかった総時間については、分数で算出するものとし、1分に満たない部分については含まないものとします。

(サービス品質(故障回復時間)に係る料金の取扱い)

16 当社は、第4種イーサネット通信網サービスの別に定める提供区間において、第4種イーサネット通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種イーサネット通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、当社がそのことを知った時刻から起算して1時間以上その状態が連続したとき(以下「故障回復時間」といいます。)に限り、その料金月における第4種イーサネット通信網サービスの定額利用料の額に、次表に定める料金返還率を乗じて得た額(以下「故障回復時間に係る返還額」といいます。)を第4種イーサネット通信網契約者に返還します。

ただし、その状態が生じた場合に、第4種イーサネット通信網サービスが利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときは、この限りではありません。

故障回復時間	料金返還率
1 時間以上 2 時間未満	1 0 %
2 時間以上 4 時間未満	2 0 %
4 時間以上 6 時間未満	3 0 %
6 時間以上 8 時間未満	4 0 %
8 時間以上 72 時間未満	5 0 %
72 時間以上	1 0 0 %

- 17 16の規定による場合、当社は、第81条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄の規定（定額利用料に係るものに限りません。）は適用しません。
- 18 16に規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合、当社は、それぞれの故障回復時間に係る返還額の合計額を算出します。
ただし、適用する故障回復時間に係る返還額は、当該料金月の第4種イーサネット通信網契約に係る定額利用料を上限とします。
- 19 13、14又は16の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合において、当社が返還する料金額は、遅延時間に係る返還額、稼働率に係る返還額及び故障回復時間に係る返還額の合計額を、当該料金月のイーサネット通信網契約に係る定額利用料を上限として返還します。

（消費税相当額の加算）

- 20 第81条（定額利用料の支払義務）から第84条（設備費の支払義務）、及び第89条（特定他社接続回線の料金等）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。
（注） 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 21 20の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、イーサネット通信網契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

- 22 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
（注） 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1類 定額利用料

第1～第3 削除

第4 第4種イーサネット通信網サービスに係るもの

1 適用

第4種イーサネット通信網サービスに係る料金の適用については、第81条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用							
(1) 提供地域に係る種類の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 全国型 （商品名：フラット全国プラン） </td> <td>ゾーン型以外のもの</td> </tr> <tr> <td> ゾーン型 （商品名：フラット地域プラン） </td> <td>契約者回線群に属する第4種契約者回線等を1のゾーン内において提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	全国型 （商品名：フラット全国プラン）	ゾーン型以外のもの	ゾーン型 （商品名：フラット地域プラン）	契約者回線群に属する第4種契約者回線等を1のゾーン内において提供するもの
	種 類	内 容					
	全国型 （商品名：フラット全国プラン）	ゾーン型以外のもの					
	ゾーン型 （商品名：フラット地域プラン）	契約者回線群に属する第4種契約者回線等を1のゾーン内において提供するもの					
<p>備 考</p> <p>1 第4種イーサネット通信網契約者は、その属する契約者回線群において、第4種契約者回線等ごとに全国型とゾーン型を併用することはできません。</p> <p>2 第4種イーサネット通信網契約者は、ゾーン型から全国型への場合に限り提供地域に係る種類を変更できるものとします。</p> <p>この場合において、当社は、変更を行った翌料金月（変更を行った日が暦月の1日である場合は、その変更日とします。）から変更後の料金を適用するものとします。</p>							
(2) 区分及び品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、第4種イーサネット通信網サービスについて、次表のとおり、契約者回線等の区分及び品目を定めます。</p> <p>ア 特定他社接続回線に係るもの</p> <p>特定他社接続回線を使用する場合には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> イーサ伝送相当回線 （商品名：Etherアクセス/メトロアクセス） </td> <td> 特定事業者の契約約款に規定するIPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであって、タイプ2に係るものに限り）に係る特定他社接続回線を使用するもの </td> </tr> <tr> <td> 光伝送相当回線 （商品名：光アクセスプランC） </td> <td> 特定事業者の契約約款に規定するEtherコミュファサービスに係る特定他社接続回線を使用するもの </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	イーサ伝送相当回線 （商品名：Etherアクセス/メトロアクセス）	特定事業者の契約約款に規定するIPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであって、タイプ2に係るものに限り）に係る特定他社接続回線を使用するもの	光伝送相当回線 （商品名：光アクセスプランC）	特定事業者の契約約款に規定するEtherコミュファサービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
区 分	内 容						
イーサ伝送相当回線 （商品名：Etherアクセス/メトロアクセス）	特定事業者の契約約款に規定するIPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであって、タイプ2に係るものに限り）に係る特定他社接続回線を使用するもの						
光伝送相当回線 （商品名：光アクセスプランC）	特定事業者の契約約款に規定するEtherコミュファサービスに係る特定他社接続回線を使用するもの						
	<p>備 考</p> <p>第4種イーサネット通信網契約者は、第58条（提供地域に係る種類又は品目等の変更）の規定にかかわらず、区分相互間の変更を請求することはできません。</p>						

(ア) イーサ伝送相当回線のもの

品 目	内 容
200Mb/s から 100Mb/s ごと に 1Gb/s まで	200.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
2Gb/s	2.0 ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
3Gb/s	3.0 ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(イ) 光伝送相当回線のもの

品 目	内 容
100Mb/s	100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

イ 端末回線に係るもの

端末回線を使用する場合には、次の区分があります。

区 分	内 容
A TM専用相当 回線	A TM方式により符号伝送を行う端末回線を使用するもの
イーサ伝送相当 回線	別に定めるユーザ・網インタフェースを利用する端末回線 (A TM専用相当回線に係るものを除きます。)

備 考

第4種イーサネット通信網契約者は、第58条（提供地域に係る種類又は品目等の変更）の規定にかかわらず、区分相互間の変更を請求することはできません。

(ア) A TM専用相当回線のもの

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s まで	1.0 メガビット/秒から 10.0 メガビット/秒ごとに 10.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	12.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s まで	20.0 メガビット/秒から 10.0 メガビット/秒ごとに 100.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
120Mb/s	120.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(イ) イーサ伝送相当回線のもの

品 目	内 容
10Mb/s	10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで	200.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

ウ 接続契約者回線に係るもの

接続契約者回線を使用する場合には、次の区分があります。

区 分	内 容
イーサ伝送相当回線 (商品名：他社イーサネットアクセス)	相互接続点において別紙3(1)に定める電力系事業者等の電気通信サービスに係る他社接続回線と接続するもの
特定接続回線	サービス接続点において別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信設備と接続するもの

(ア) イーサ伝送相当回線のもの

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s から 1Mb/s ごとに 5Mb/s まで	1.0メガビット/秒から1.0メガビット/秒ごとに5.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
10Mb/s から 10Mb/s ごとに 50Mb/s まで	10.0メガビット/秒から10.0メガビット/秒ごとに50.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
100Mb/s から 100Mb/s ごとに 500Mb/s まで	100.0メガビット/秒から100.0メガビット/秒ごとに500.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

エ 契約者回線に係るもの(商品名：指定センター終端)

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s から 1Mb/s ごとに 10Mb/s まで	1.0メガビット/秒から1.0メガビット/秒ごとに10.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
20Mb/s から 10Mb/s ごとに 100Mb/s まで	20.0メガビット/秒から10.0メガビット/秒ごとに100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
200 Mb/s から 100 Mb/s ごとに 1Gb/s まで	200.0メガビット/秒から100.0メガビット/秒ごとに1.0ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、設備又は保守の態様による細目を定めます。

ア イーサ伝送相当回線に係る特定他社接続回線には、次の設備の態様による細目があります。

区 分	内 容
クラス1 (商品名：Ether アクセス)	クラス3以外のもの
クラス3 (商品名：メトロアクセス)	相互接続点(特定他社接続回線を収容する特定事業者の専用サービス取扱所(特定事業者の専用サービス契約約款に規定するものをいいます。)内のものに限ります。)とイーサネット通信網サービス取扱所との間において波長分割多重方式により通信を行うもの

備考

- 1 クラス 1 に係るイーサ伝送相当回線については、200Mb/s から 1Gb/s までの品目に限り提供します。
- 2 クラス 3 に係るイーサ伝送相当回線については、提供地域に係る種類がゾーン型である場合であって、2Gb/s 及び 3Gb/s の品目に限り提供します。
- 3 第 4 種イーサネット通信網契約者は、第 58 条（提供地域に係る種類又は品目等の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目の変更を請求することはできません。

イ 光伝送相当回線に係る特定他社接続回線には、次の保守の態様による細目があります。

区 分	内 容
タイプ 1	特定他社接続回線について、特定事業者の Ether コミュファサービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下この欄において同じとします。）外に、その特定他社回線について特定事業者が修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

ウ イーサ伝送相当回線に係る端末回線には、次の設備の態様による細目があります。

(ア) 設備の態様による細目 1

区 分	内 容
一般型 (商品名：ダイレクトアクセス)	特定端末回線型以外のもの
特定端末回線型 (商品名：データセンターアクセス)	当社が別に定める建物内において、第 4 種イーサネット通信網契約者が指定した場所で終端するもの

備考

- 1 一般型に係るイーサ伝送相当回線については、10Mb/s、100Mb/s 及び 1Gb/s の品目に限り提供します。
- 2 第 4 種イーサネット通信網契約者は、第 58 条（提供地域に係る種類又は品目等の変更）の規定にかかわらず、設備の態様による細目 1 の変更を請求することはできません。

(イ) 設備の態様による細目 2

区 分	内 容
クラス 1	イーサ伝送相当回線の品目に係る符号伝送速度を保証するもの
クラス 2	イーサ伝送相当回線の品目に係る符号伝送速度を保証しないものであって、概ねその品目に係る符号伝送速度による通信を行うことができるもの

備考

設備の態様による細目 2 の区分は、特定端末回線型に係るものにあります。

<p>(4) 端末回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用</p>	<p>端末回線の終端が加入区域外にある場合においては、その端末回線の終端が収容されている収容イーサネット通信網サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱（端末回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤、無線引込みの場合は無線送受信装置）をいいます。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、2（料金額）(2)に規定する加算額を適用します。</p>																
<p>(5) 長期継続利用に係る料金の適用 （商品名：長期継続利用割引）</p>	<p>ア 当社は、第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約に係る臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その第4種イーサネット通信網サービス（光伝送相当回線に係る特定他社接続回線を利用する場合を除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）については、同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="443 636 1458 759"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>減額する基本額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本期間</td> <td>36ヶ月</td> <td>2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第4種イーサネット通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第4種イーサネット通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る第4種イーサネット通信網契約者は、アに規定する基本期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、基本期間の満了日の10日前までに、その継続利用を、当社に申し出てください。</p> <p>エ ウの申出があった場合には、次表に規定するとおり、継続期間に応じてその基本額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="443 1081 1458 1359"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>減額する基本額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">継続期間</td> <td>(ア) 基本期間経過後 12か月</td> <td>2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア)の期間経過後 12か月</td> <td>2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(ウ) (イ)の期間経過後</td> <td>2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 継続して利用する期間は1料金を1か月とします。ただし、アの基本期間開始に係る長期継続利用の適用開始日を含む料金月については、1か月に満たない場合であっても、1か月として取り扱います。</p> <p>カ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる基本期間又は継続期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、第4種イーサネット通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>キ 当社は、長期継続利用に係る第4種イーサネット通信網サービスについて、その第4種イーサネット通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止したしたものとして取扱います。</p> <p>ク 長期継続利用に係る第4種イーサネット通信網契約者は、長期継続利用期間（エの表のウ)の期間を除きます。）の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	区 分	継続して利用する期間	減額する基本額（月額）	基本期間	36ヶ月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額	区 分	継続して利用する期間	減額する基本額（月額）	継続期間	(ア) 基本期間経過後 12か月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額	(イ) (ア)の期間経過後 12か月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額	(ウ) (イ)の期間経過後	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額
区 分	継続して利用する期間	減額する基本額（月額）															
基本期間	36ヶ月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額															
区 分	継続して利用する期間	減額する基本額（月額）															
継続期間	(ア) 基本期間経過後 12か月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額															
	(イ) (ア)の期間経過後 12か月	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額															
	(ウ) (イ)の期間経過後	2（料金額）(1)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額															
<p>(6) 大容量利用に係る料金の適用 （商品名：大口容量契約割引）</p>	<p>ア 当社は、第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約に係る臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）からの申出により、大容量利用に係る料金の適用を行います。</p> <p>イ 大容量利用に係る料金の適用とは、第4種イーサネット通信網契約に係る第4種契約者回線等が所属する契約者回線群に係る全ての契約者回線等（臨時イーサネット通信網契約に係るもの、光伝送相当回線に係る特定他社接続回線及び回線群多重機能Ⅰ又は回線群多重機能Ⅱを利用して当該契約者回線群に所属するものを除きます。）の品目の合計（以下この欄において「所属契約者回線群に係る品</p>																

目の合計値」といいます。)が10Mb/s以上である場合に、その第4種イーサネット通信網契約の第4種契約者回線等に係る基本額(加算料を除くものとし、この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、下表に規定する割引率を乗じて得た額を割引くことをいいます。

所属契約者回線群に係る品目の合計値	割引率
10Mb/s 以上 50Mb/s 未満	3%
50Mb/s 以上 100Mb/s 未満	5%
100Mb/s 以上	7%

ウ 大容量利用に係る料金額の計算は、料金月単位で行います。

エ 所属契約者回線群に係る品目の合計値については、料金月の末日をその測定日とするものとします。

オ 大容量利用に係る料金の適用については、大容量利用の申出を当社が承諾した日(第4種イーサネット通信網契約の申込みと同時に大容量利用の申出があった場合は、その第4種イーサネット通信網サービスの提供を開始した日)から適用するものとし、その第4種イーサネット通信網契約者からの終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。

カ 当社は、大容量利用に係る料金の適用を受けている第4種イーサネット通信網契約者の第4種契約者回線等について、第4種イーサネット通信網契約の解除があった場合は、この料金の適用は終了したものとして取扱います。

キ オまたはカの規定により、料金月の初日以外に終了の申込み又は契約の解除があった場合は、その終了の申込み又は契約の解除があった日を含む料金月については、この大容量利用に係る料金の適用は行わないものとします。

(7) 最低利用期間に係る料金の適用

ア 第4種イーサネット通信網サービス(臨時第4種イーサネット通信網契約に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)については、(5)に規定する長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

イ 第4種イーサネット通信網契約者は、最低利用期間内に第4種イーサネット通信網契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金(料金表第1表(料金)に規定する定額利用料(付加機能使用料を除きます。以下この欄において同じとします。))の額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、第4種イーサネット通信網契約の解除と同時にデータ通信網サービス契約約款に規定するデータ通信網契約を締結するとき(解除する第4種イーサネット通信網契約に係る契約者回線群が第6(付加機能使用料)に規定する特定回線群接続機能の提供を受けるものであって、新たに締結するデータ通信網契約がその接続先となる特定回線群に係るものである場合に限り)であって、当社が別に定める場合(以下、「契約移行」といいます。)はこの限りではありません。

ウ 第4種イーサネット通信網契約者は、最低利用期間内に第4種イーサネット通信網サービスの品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額(定額利用料に限り)とします。以下この欄において同じとします。)から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその第4種契約者回線等の設置場所において、第4種契約者回線等の新設又は第4種イーサネット通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の第4種契約者回線等の料金額を合算して行います。

(8) 端末設備に係る料金の適用

当社は、第54条(端末回線の終端等)に定めるところにより、データ伝送装置を設置するものとし、この場合において、2(料金額)に規定する加算額を適用します。

2 料金額

(1) 基本額

ア 臨時第4種イーサネット通信網契約以外のもの

(ア) 基本料

a 特定他社接続回線に係るもの

① イーサ伝送相当回線に係るもの

①-1 クラス1に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
200Mb/s	1,620,000円 (税込1,782,000円)	1,240,000円 (税込1,364,000円)
300Mb/s	2,295,000円 (税込2,524,500円)	1,500,000円 (税込1,650,000円)
400Mb/s	2,970,000円 (税込3,267,000円)	1,760,000円 (税込1,936,000円)
500Mb/s	3,645,000円 (税込4,009,500円)	2,020,000円 (税込2,222,000円)
600Mb/s	4,058,000円 (税込4,463,800円)	2,280,000円 (税込2,508,000円)
700Mb/s	4,471,000円 (税込4,918,100円)	2,540,000円 (税込2,794,000円)
800Mb/s	4,884,000円 (税込5,372,400円)	2,800,000円 (税込3,080,000円)
900Mb/s	5,297,000円 (税込5,826,700円)	3,060,000円 (税込3,366,000円)
1Gb/s	5,710,000円 (税込6,281,000円)	3,210,000円 (税込3,531,000円)

①-2 クラス3に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2Gb/s	1,394,000円 (税込1,533,400円)
3Gb/s	2,070,000円 (税込2,277,000円)

② 光伝送相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)			
	タイプ1		タイプ2	
	全国型	ゾーン型	全国型	ゾーン型
100Mb/s	20,000円 (税込22,000円)	17,000円 (税込18,700円)	23,000円 (税込25,300円)	20,000円 (税込22,000円)
備考	特定事業者の契約約款に規定する回線終端装置の料金を含むものとします。			

b 端末回線に係るもの

① ATM専用相当回線に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	245,000円 (税込269,500円)	200,000円 (税込220,000円)

1 Mb/s	265,000円 (税込291,500円)	217,000円 (税込238,700円)
2 Mb/s	305,000円 (税込335,500円)	252,000円 (税込277,200円)
3 Mb/s	333,000円 (税込366,300円)	277,000円 (税込304,700円)
4 Mb/s	389,000円 (税込427,900円)	325,000円 (税込357,500円)
5 Mb/s	426,000円 (税込468,600円)	357,000円 (税込392,700円)
6 Mb/s	454,000円 (税込499,400円)	381,000円 (税込419,100円)
7 Mb/s	507,000円 (税込557,700円)	426,000円 (税込468,600円)
8 Mb/s	549,000円 (税込603,900円)	462,000円 (税込508,200円)
9 Mb/s	587,000円 (税込645,700円)	495,000円 (税込544,500円)
10 Mb/s	626,000円 (税込688,600円)	529,000円 (税込581,900円)
12 Mb/s	666,000円 (税込732,600円)	563,000円 (税込619,300円)
20 Mb/s	825,000円 (税込907,500円)	701,000円 (税込771,100円)
30 Mb/s	997,000円 (税込1,096,700円)	800,000円 (税込880,000円)
40 Mb/s	1,160,000円 (税込1,276,000円)	944,000円 (税込1,038,400円)
50 Mb/s	1,368,000円 (税込1,504,800円)	1,123,000円 (税込1,235,300円)
60 Mb/s	1,425,000円 (税込1,567,500円)	1,177,000円 (税込1,294,700円)
70 Mb/s	1,473,000円 (税込1,620,300円)	1,222,000円 (税込1,344,200円)
80 Mb/s	1,520,000円 (税込1,672,000円)	1,265,000円 (税込1,391,500円)
90 Mb/s	1,568,000円 (税込1,724,800円)	1,309,000円 (税込1,439,900円)
100 Mb/s	1,615,000円 (税込1,776,500円)	1,351,000円 (税込1,486,100円)
120 Mb/s	1,710,000円 (税込1,881,000円)	1,436,000円 (税込1,579,600円)

② イーサネット相当回線に係るもの

②-1 一般型に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
10 Mb/s	221,000円 (税込243,100円)	196,000円 (税込215,600円)
100 Mb/s	736,000円 (税込809,600円)	486,000円 (税込534,600円)
1 Gb/s	5,710,000円 (税込6,281,000円)	3,210,000円 (税込3,531,000円)

②-2 特定端末回線型に係るもの

②-2-1 クラス1に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
10Mb/s	221,000円 (税込243,100円)	196,000円 (税込215,600円)
30Mb/s	375,500円 (税込413,050円)	283,000円 (税込311,300円)
100Mb/s	736,000円 (税込809,600円)	486,000円 (税込534,600円)
200Mb/s	1,620,000円 (税込1,782,000円)	1,240,000円 (税込1,364,000円)
300Mb/s	2,295,000円 (税込2,524,500円)	1,500,000円 (税込1,650,000円)
400Mb/s	2,970,000円 (税込3,267,000円)	1,760,000円 (税込1,936,000円)
500Mb/s	3,645,000円 (税込4,009,500円)	2,020,000円 (税込2,222,000円)
600Mb/s	4,058,000円 (税込4,463,800円)	2,280,000円 (税込2,508,000円)
700Mb/s	4,471,000円 (税込4,918,100円)	2,540,000円 (税込2,794,000円)
800Mb/s	4,884,000円 (税込5,372,400円)	2,800,000円 (税込3,080,000円)
900Mb/s	5,297,000円 (税込5,826,700円)	3,060,000円 (税込3,366,000円)
1Gb/s	5,710,000円 (税込6,281,000円)	3,210,000円 (税込3,531,000円)

②-2-2 クラス2に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
10Mb/s	156,000円 (税込171,600円)	136,000円 (税込149,600円)
30Mb/s	236,000円 (税込259,600円)	206,000円 (税込226,600円)
100Mb/s	396,000円 (税込435,600円)	346,000円 (税込380,600円)
200Mb/s	630,000円 (税込693,000円)	480,000円 (税込528,000円)
300Mb/s	820,000円 (税込902,000円)	610,000円 (税込671,000円)
400Mb/s	1,011,000円 (税込1,112,100円)	731,000円 (税込804,100円)
500Mb/s	1,203,000円 (税込1,323,300円)	853,000円 (税込938,300円)
600Mb/s	1,394,000円 (税込1,533,400円)	974,000円 (税込1,071,400円)
700Mb/s	1,586,000円 (税込1,744,600円)	1,096,000円 (税込1,205,600円)
800Mb/s	1,777,000円 (税込1,954,700円)	1,217,000円 (税込1,338,700円)

900Mb/s	1,969,000円 (税込2,165,900円)	1,339,000円 (税込1,472,900円)
1Gb/s	2,160,000円 (税込2,376,000円)	1,460,000円 (税込1,606,000円)

c 接続契約者回線に係るもの

① イーサ伝送相当回線に係るもの

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	25,300円 (税込27,830円)	24,000円 (税込26,400円)
1Mb/s	27,500円 (税込30,250円)	25,000円 (税込27,500円)
2Mb/s	55,000円 (税込60,500円)	50,000円 (税込55,000円)
3Mb/s	67,500円 (税込74,250円)	60,000円 (税込66,000円)
4Mb/s	75,000円 (税込82,500円)	65,000円 (税込71,500円)
5Mb/s	82,500円 (税込90,750円)	70,000円 (税込77,000円)
10Mb/s	105,000円 (税込115,500円)	80,000円 (税込88,000円)
20Mb/s	149,000円 (税込163,900円)	99,000円 (税込108,900円)
30Mb/s	193,000円 (税込212,300円)	118,000円 (税込129,800円)
40Mb/s	236,000円 (税込259,600円)	136,000円 (税込149,600円)
50Mb/s	275,000円 (税込302,500円)	150,000円 (税込165,000円)
100Mb/s	500,000円 (税込550,000円)	250,000円 (税込275,000円)
200Mb/s	1,000,000円 (税込1,100,000円)	500,000円 (税込550,000円)
300Mb/s	1,500,000円 (税込1,650,000円)	750,000円 (税込825,000円)
400Mb/s	2,000,000円 (税込2,200,000円)	1,000,000円 (税込1,100,000円)
500Mb/s	2,500,000円 (税込2,750,000円)	1,250,000円 (税込1,375,000円)
1Gb/s	5,000,000円 (税込5,500,000円)	2,500,000円 (税込2,750,000円)

d 契約者回線に係るもの

1の契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	50,000円 (税込55,000円)	45,000円 (税込49,500円)
1Mb/s	56,000円 (税込61,600円)	49,000円 (税込53,900円)

2 Mb / s	61,000円 (税込67,100円)	52,000円 (税込57,200円)
3 Mb / s	67,000円 (税込73,700円)	56,000円 (税込61,600円)
4 Mb / s	72,000円 (税込79,200円)	59,000円 (税込64,900円)
5 Mb / s	78,000円 (税込85,800円)	63,000円 (税込69,300円)
6 Mb / s	83,000円 (税込91,300円)	66,000円 (税込72,600円)
7 Mb / s	89,000円 (税込97,900円)	70,000円 (税込77,000円)
8 Mb / s	94,000円 (税込103,400円)	73,000円 (税込80,300円)
9 Mb / s	100,000円 (税込110,000円)	77,000円 (税込84,700円)
10 Mb / s	105,000円 (税込115,500円)	80,000円 (税込88,000円)
20 Mb / s	149,000円 (税込163,900円)	99,000円 (税込108,900円)
30 Mb / s	193,000円 (税込212,300円)	118,000円 (税込129,800円)
40 Mb / s	237,000円 (税込260,700円)	137,000円 (税込150,700円)
50 Mb / s	281,000円 (税込309,100円)	156,000円 (税込171,600円)
60 Mb / s	324,000円 (税込356,400円)	174,000円 (税込191,400円)
70 Mb / s	368,000円 (税込404,800円)	193,000円 (税込212,300円)
80 Mb / s	412,000円 (税込453,200円)	212,000円 (税込233,200円)
90 Mb / s	456,000円 (税込501,600円)	231,000円 (税込254,100円)
100 Mb / s	500,000円 (税込550,000円)	250,000円 (税込275,000円)
200 Mb / s	1,000,000円 (税込1,100,000円)	500,000円 (税込550,000円)
300 Mb / s	1,500,000円 (税込1,650,000円)	750,000円 (税込825,000円)
400 Mb / s	2,000,000円 (税込2,200,000円)	1,000,000円 (税込1,100,000円)
500 Mb / s	2,500,000円 (税込2,750,000円)	1,250,000円 (税込1,375,000円)
600 Mb / s	3,000,000円 (税込3,300,000円)	1,500,000円 (税込1,650,000円)
700 Mb / s	3,500,000円 (税込3,850,000円)	1,750,000円 (税込1,925,000円)
800 Mb / s	4,000,000円 (税込4,400,000円)	2,000,000円 (税込2,200,000円)
900 Mb / s	4,500,000円 (税込4,950,000円)	2,250,000円 (税込2,475,000円)
1 Gb / s	5,000,000円 (税込5,500,000円)	2,500,000円 (税込2,750,000円)

イ 臨時第4種イーサネット通信網契約のもの

日額

その第4種イーサネット通信網サービスを臨時第4種イーサネット通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

(2) 加算額

ア 臨時第4種イーサネット通信網契約以外のもの

種別	単位	区分	料金額(月額)
(ア) 区域外線路			当社が別に算定する額
(イ) データ伝送装置	a ATM専用相当回線に係るもの	データ伝送装置V型の場合	1台ごとに 20,000円 (税込22,000円)
	b イーサネット相当回線に係るもの	データ伝送装置X型の場合	1台ごとに 0.5Mb/s、 1Mb/s~10Mb/s (1Mb/s 毎)、 20Mb/s~100Mb/s (10Mb/s 毎) 用のもの 4,000円 (税込4,400円)
		データ伝送装置XI型の場合	1台ごとに 200Mb/s~1Gb/s (100Mb/s 毎) 用のもの 40,000円 (税込44,000円)
		データ伝送装置XII型の場合	1台ごとに 2Gb/s 又は 3Gb/s 用のもの 40,000円 (税込44,000円)

イ 臨時第4種イーサネット通信網契約のもの

日額

その第4種イーサネット通信網サービスを臨時第4種イーサネット通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第5 第5種イーサネット通信網サービスに係るもの

1 適用

第5種イーサネット通信網サービスに係る料金の適用については、第81条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																												
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、第5種イーサネット通信網サービスについて、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1.0 ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1Gb/s	1.0 ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																							
	品 目	内 容																																										
1Gb/s	1.0 ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																											
(2) 論理チャンネルの細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、論理チャンネルについて、細目を定めます。</p> <p>ア 論理チャンネルの通信速度に係る細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する最低伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>論理チャンネルの通信速度について、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 1の端末回線群において、異なる区分の論理チャンネルを設定することはできません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 第5種イーサネット通信網契約者は、第61条の7（論理チャンネルの設定等）の規定にかかわらず、論理チャンネルの通信速度に係る細目の変更を請求することはできません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ 論理チャンネルの上限伝送速度又は最低伝送速度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) タイプ1に係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで</td> <td>100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) タイプ2に係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>0Mb/s</td> <td>最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1Mb/s</td> <td>1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの	タイプ2	論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する最低伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの	タイプ3	論理チャンネルの通信速度について、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの	備 考		1 1の端末回線群において、異なる区分の論理チャンネルを設定することはできません。		2 第5種イーサネット通信網契約者は、第61条の7（論理チャンネルの設定等）の規定にかかわらず、論理チャンネルの通信速度に係る細目の変更を請求することはできません。		イ 論理チャンネルの上限伝送速度又は最低伝送速度		(ア) タイプ1に係るもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで</td> <td>100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		上限伝送速度	内 容	10Mb/s	10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで	100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	(イ) タイプ2に係るもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>0Mb/s</td> <td>最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1Mb/s</td> <td>1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		内 容	上限伝送速度	最低伝送速度	5Mb/s	0Mb/s	最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	1Mb/s	1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	区 分	内 容																																										
	タイプ1	論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの																																										
	タイプ2	論理チャンネルの通信速度について、第5種イーサネット通信網契約者が指定する最低伝送速度（第5種イーサネット通信網契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの																																										
	タイプ3	論理チャンネルの通信速度について、端末回線に余裕がある場合に第5種イーサネット通信網契約者が指定する上限伝送速度による通信を行うことができるもの																																										
	備 考																																											
	1 1の端末回線群において、異なる区分の論理チャンネルを設定することはできません。																																											
	2 第5種イーサネット通信網契約者は、第61条の7（論理チャンネルの設定等）の規定にかかわらず、論理チャンネルの通信速度に係る細目の変更を請求することはできません。																																											
	イ 論理チャンネルの上限伝送速度又は最低伝送速度																																											
	(ア) タイプ1に係るもの																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで</td> <td>100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		上限伝送速度	内 容	10Mb/s	10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで	100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																			
上限伝送速度	内 容																																											
10Mb/s	10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																											
30Mb/s	30.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																											
100Mb/s から 100Mb/s ごとに 1Gb/s まで	100.0 メガビット/秒から 100.0 メガビット/秒ごとに 1.0 ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
(イ) タイプ2に係るもの																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送速度</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>0Mb/s</td> <td>最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1Mb/s</td> <td>1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		内 容	上限伝送速度	最低伝送速度	5Mb/s	0Mb/s	最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	1Mb/s	1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																
区 分		内 容																																										
上限伝送速度	最低伝送速度																																											
5Mb/s	0Mb/s	最大 5.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																										
10Mb/s	1Mb/s	1.0 メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大 10.0 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																										

	100Mb/s	10Mb/s	10.0 メガビット／秒の符号伝送が可能であつて、最大 100.0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	30Mb/s	30.0 メガビット／秒の符号伝送が可能であつて、最大 300.0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
	(ウ) タイプ3に係るもの		
	上限伝送速度	内 容	
	100Mb/s	100.0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	300Mb/s	300.0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s	1.0 ギガビット／秒の符号伝送が可能なもの	
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第5種イーサネット通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種イーサネット通信網契約者は、最低利用期間内に第5種イーサネット通信網契約の解除があつた場合は、残余の期間に対応する料金（料金表第1表（料金）に規定する定額利用料（基本料に限ります。）の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>		
(4) 論理チャネルの最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第5種イーサネット通信網サービスに係る論理チャネルについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種イーサネット通信網契約者は、論理チャネルの最低利用期間内に論理チャネルの廃止があつた場合は、残余の期間に対応する料金（料金表第1表（料金）に規定する定額利用料（加算料に限ります。）の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>		

2 料金額

(1) 基本額

ア 基本料

1の端末回線群ごとに

品 目	料金額（月額）
1 G b / s	2, 9 6 8, 0 0 0 円（税込 3, 2 6 4, 8 0 0 円）

イ 加算料

(ア) タイプ1

1の論理チャネルごとに

上限伝送速度	料金額（月額）
10Mb/s	1 5 0, 0 0 0 円（税込 1 6 5, 0 0 0 円）
30Mb/s	1 8 9, 0 0 0 円（税込 2 0 7, 9 0 0 円）
100Mb/s	2 6 6, 0 0 0 円（税込 2 9 2, 6 0 0 円）
200Mb/s	3 7 8, 0 0 0 円（税込 4 1 5, 8 0 0 円）
300Mb/s	4 6 9, 0 0 0 円（税込 5 1 5, 9 0 0 円）
400Mb/s	5 6 1, 0 0 0 円（税込 6 1 7, 1 0 0 円）
500Mb/s	6 5 3, 0 0 0 円（税込 7 1 8, 3 0 0 円）
600Mb/s	7 4 5, 0 0 0 円（税込 8 1 9, 5 0 0 円）
700Mb/s	8 3 7, 0 0 0 円（税込 9 2 0, 7 0 0 円）
800Mb/s	9 2 9, 0 0 0 円（税込 1, 0 2 1, 9 0 0 円）
900Mb/s	1, 0 2 1, 0 0 0 円（税込 1, 1 2 3, 1 0 0 円）
1Gb/s	1, 1 1 2, 0 0 0 円（税込 1, 2 2 3, 2 0 0 円）

(イ) タイプ2

1の論理チャネルごとに

区 分		料金額 (月額)
上限伝送速度	最低伝送速度	
5Mb/s	0Mb/s	82,900円 (税込91,190円)
10Mb/s	1Mb/s	98,800円 (税込108,680円)
100Mb/s	10Mb/s	182,000円 (税込200,200円)
300Mb/s	30Mb/s	327,900円 (税込360,690円)

(ウ) タイプ3

1の論理チャネルごとに

上限伝送速度	料金額 (月額)
100Mb/s	173,500円 (税込190,850円)
300Mb/s	303,500円 (税込333,850円)
1Gb/s	711,600円 (税込782,760円)

第6 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第 81 条（定額利用料の支払義務）の規定によります。

2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）	
① 通信 制御 機能 II	契約者回線等から送信する通信について指定伝送帯域（イーサネット通信網契約者が通信の特性に応じてあらかじめ指定した複数の伝送帯域をいいます。以下同じとします。）を設定し、指定伝送帯域の優先順位に基づいた通信の制御及び指定伝送帯域に係る通信の情報量に応じた可変的な通信の制御を行う機能をいいます。 （商品名：アクセスQoS）	1の契約者回線等ごとに	臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
			15,000円 （税込16,500円）	1,500円 （税込1,650円）
備 考	(1) 当社は、第4種イーサネット通信網契約者から請求があったときに限り、この通信制御機能IIを提供します。 (2) (1)の場合において、第4種イーサネット通信網契約者は、次に定める契約者回線等を利用するものとします。 ア 特定他社接続回線について、イーサ伝送相当回線 イ 端末回線 ウ 接続契約者回線について、イーサ伝送相当回線 エ 契約者回線 (3) この機能を利用する第4種イーサネット通信網契約者は、回線群多重機能I又は回線群多重機能IIの提供を受けることはできません。 (4) 指定伝送帯域の設定方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。			
② 回線 群 多 重 機 能 I	1の契約者回線等について、2以上の契約者回線群に係る通信を多重する機能をいいます。 （商品名：VLAN 多重（帯域共有型））	多重に係る追加契約者回線群の数ごとに	臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
			15,000円 （税込16,500円）	1,500円 （税込1,650円）
備 考	(1) 当社は、第4種イーサネット通信網契約者（その第4種イーサネット通信網契約に係る第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類が全国型であるものに限り、以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この回線群多重機能Iを提供します。 (2) (1)の場合において、第4種イーサネット通信網契約者は、次に定める契約者回線等を利用するものとします。 ア 特定他社接続回線について、イーサ伝送相当回線 イ 端末回線について、イーサ伝送相当回線 ウ 接続契約者回線について、イーサ伝送相当回線 エ 契約者回線			

	<p>(3) 第4種イーサネット通信網契約者は、多重に係る追加の契約者回線群（以下この欄において「追加契約者回線群」といいます。）を指定して頂きます。 この場合に、第4種イーサネット通信網契約者は、指定した追加契約者回線群の回線群代表者の承諾を得るものとします。</p> <p>(4) (3)の場合において、その指定が、新たにこの機能を利用する契約者回線等のみで1の追加契約者回線群を構成するものである場合は、この機能に係る第4種イーサネット通信網契約者の中から回線群代表者を定めてイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(5) この機能を利用するイーサネット通信網契約者は、通信制御機能Ⅱ又は回線群多重機能Ⅱの提供を受けることはできません。</p> <p>(6) 追加契約者回線群には、データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群を含むものとします。この場合、(3)において「契約者回線群」又は「回線群代表者」とあるのは、それぞれ当該契約約款に規定する「契約者回線群」又は「回線群代表者」と読み替えて適用します。</p> <p>(7) 追加契約者回線群の指定方法等当該機能に係る細目事項は当社が別に定めるところによります。</p>			
<p>③ 回線群多重機能Ⅱ</p>	<p>1の契約者回線等について、2以上の契約者回線群に係る通信を多重し、当該契約者回線等が受信する場合において通信の制御（指定伝送帯域の優先順位に基づいた通信の制御及び指定伝送帯域に係る通信の情報量に応じた可変的な通信の制御をいいます。）を行う機能をいいます。 （商品名：VLAN 多重（帯域制御型））</p>	<p>多重に係る追加契約者回線群の数ごとに</p>	<p>臨時以外のもの（月額） 25,000円 （税込27,500円）</p>	<p>臨時のもの（日額） 2,500円 （税込2,750円）</p>
<p>備考</p>	<p>(1) 当社は、第4種イーサネット通信網契約者（その第4種イーサネット通信網契約に係る第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類が全国型であるものに限り、以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この回線群多重機能Ⅱを提供します。</p> <p>(2) (1)の場合において、第4種イーサネット通信網契約者は、次に定める契約者回線等を利用するものとします。 ア 特定他社接続回線について、イーサ伝送相当回線 イ 端末回線について、イーサ伝送相当回線 ウ 接続契約者回線について、イーサ伝送相当回線 エ 契約者回線</p> <p>(3) 第4種イーサネット通信網契約者は、多重に係る追加の契約者回線群（以下この欄において「追加契約者回線群」といいます。）を指定して頂きます。 この場合に、第4種イーサネット通信網契約者は、指定した追加契約者回線群の回線群代表者の承諾を得るものとします。</p> <p>(4) (3)の場合において、その指定が、新たにこの機能を利用する契約者回線等のみで1の追加契約者回線群を構成するものである場合は、この機能に係る第4種イーサネット通信網契約者の中から回線群代表者を定めてイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(5) この機能を利用する第4種イーサネット通信網契約者は、通信制御機能Ⅱ又は回線群多重機能Ⅰの提供を受けることはできません。</p> <p>(6) 追加契約者回線群には、データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群を含むものとします。この場合、(3)において「契約者回線群」又は「回線群代表者」とあるのは、それぞれ当該契約約款に規定する「契約者回線群」又は「回線群代表者」と読み替えて適用します。</p> <p>(7) 追加契約者回線群の指定方法等当該機能に係る細目事項は当社が別に定めるところによります。</p>			

④ 特定サービス 接続機能 II	<p>特定サービス（データホスティングサービス契約約款に規定する第5種データホスティングサービスのタイプ2、タイプ3-1若しくはタイプ3-2又は別に定めるサービスに限ります。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。</p>	<p>1の契約者回線群ごとに</p>	—
	備考	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定サービス接続機能IIを提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）24の規定にかかわらず、1の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。</p> <p>(4) 当社は、特定サービス接続機能IIの付加機能使用料について、特定サービスに係る料金と併せて設定するものとし、その取扱い（第93条（責任の制限）に関する規定を含みます。）についてはデータホスティングサービス契約約款又は別に定めるサービスに関する契約約款等に定めるものとし、</p> <p>(5) 指定回線が所属する契約者回線群について、指定回線に係る部分については、(1)から(4)までの規定において、「契約者回線等」を「指定回線」に読み替えて適用するものとし、</p>	
⑤ 特定サービス 接続機能 III	<p>特定サービス（国際イーサ専用サービス契約約款に規定する国際イーサ専用サービスとします。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。</p>	<p>特定サービスに係る1の国際イーサ専用回線について、1の契約者回線群ごとに</p>	—
	備考	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定サービス接続機能IIIを提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）24の規定にかかわらず、1の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。</p> <p>(4) 当社は、特定サービス接続機能IIIの付加機能使用料について、特定サービスに係る料金と併せて設定するものとし、その取扱い（第93条（責任の制限）に関する規定を含みます。）については国際イーサ専用サービス契約約款に定めるものとし、</p>	

⑥ I P デ ー タ サ ー ビ ス 接 続 機 能	I P データサービス契約約款に規定する第 1 種 I P データサービスに関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。 (商品名：インターコネクト)	1 の契約者回線群ごとに	—					
	備 考	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第 4 種イーサネット通信網契約者（臨時第 4 種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この I P データサービス接続機能を提供します。</p> <p>(2) (1) の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用する契約者回線群については、第 3 条（用語の定義）24 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。</p> <p>(4) この機能を提供するにあたり、当社は、次のとおり設備の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経路固定型</td> <td>経路選択型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>経路選択型</td> <td>当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社は、この機能に係る付加機能使用料について、I P データサービスに係る料金と併せて設定するものとし、料金その他の取扱い（第 93 条（責任の制限）に関する規定を含みます。）については、I P データサービス契約約款に定めるところによります。</p>		区別	内 容	経路固定型	経路選択型以外のもの	経路選択型
区別	内 容							
経路固定型	経路選択型以外のもの							
経路選択型	当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの							
⑦ サ ー ビ ス 間 接 続 機 能	イーサネット通信網サービスに係る電気通信設備について、第 4 種イーサネット通信網サービスに係るものと第 5 種イーサネット通信網サービスに係るものを接続する機能をいいます。	1 の契約者回線群ごとに	—					
	備 考	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第 4 種イーサネット通信網契約者（臨時第 4 種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、このサービス間接続機能を提供します。</p> <p>(2) (1) の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用する契約者回線群については、第 3 条（用語の定義）24 の規定にかかわらず、1 の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。</p> <p>(4) 当社は、この機能に係る付加機能使用料について、第 5 種イーサネット通信網サービスに係る料金と併せて設定するものとし、</p>						

<p>⑧ 特定回線群 接続機能</p>	<p>特定回線群（データ通信網サービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。 （商品名：VPNエクステンション）</p>	<p>1の契約者回線群ごとに</p>	<p>—</p>
<p>備 考</p>	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定回線群接続機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用する契約者回線群については、第3条（用語の定義）24の規定にかかわらず、1の契約者回線等のみ所属する契約者回線群を設定します。</p> <p>(4) (3)の場合において、この機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者が相互に接続する特定回線群に係る回線群代表者（データ通信網サービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下「特定回線群代表者」といいます。）と異なる場合は、いずれかをこの機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者とし、それが特定回線群代表者であるときは、第56条（第4種イーサネット通信網契約申込の方法）の規定にかかわらず、特定回線群代表者をこの機能を利用する契約者回線群に係る回線群代表者とみなして取り扱います。</p> <p>(5) イーサネット通信網契約者は、相互に接続する特定回線群をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(6) 当社は、第4種イーサネット通信網利用契約に基づき、この特定回線群接続機能を提供します。この場合、指定回線はこの特定回線群接続機能に係るデータ通信網契約又はIPデータ契約に係る契約者回線等が所属する特定回線群とこの機能により接続している契約者回線群に所属するものとし、指定回線が所属する契約者回線群について、指定回線に係る部分については、(1)から(5)までの規定において、「契約者回線等」を「指定回線」に読み替えて適用するものとします。</p>		

第2類 特定他社接続回線に関する料金

第1 特定事業者の電気通信サービス(別紙2(2)に定める電力系事業者等の電気通信サービスをいいます。以下この第1において同じとします。)に係るもの

1 適用

特定他社接続回線に係る料金の適用については、第89条(特定他社接続回線の料金等)によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容																
(1) 特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の適用	次に掲げる事項については、特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の規定を準用します。 (ア) 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用(品目については、当社が別に定めるものに限ります。) (イ) 特定他社接続回線の回線距離の測定 (ウ) 収容区域及び加入区域の設定 (エ) 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用 (オ) 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用																
(2) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、専用契約者(特定事業者(別紙2(2)に定める電力系事業者等に限ります。以下この第1において同じとします。))の契約約款に規定する専用契約者又は契約者をいいます。以下この第1において同じとします。)から専用契約(特定事業者の電気通信サービスに係る契約約款に規定する契約をいいます。以下この第1において同じとします。)に係る特定他社接続回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における基本額(この表の(1)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">継続して利用する期間</th> <th style="text-align: center;">減額する基本額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本期間</td> <td style="text-align: center;">36ヶ月</td> <td style="text-align: center;">2(料金額)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(特定事業者の契約約款の規定による契約の申込と同時に長期継続利用の申出があった場合は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る専用契約者は、アに規定する基本期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、基本期間の満了日の10日前までに、その継続利用を、当社に申し出ていただきます。</p> <p>エ ウの申出があった場合には、次表に規定するとおり、継続期間に応じてその基本額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">継続して利用する期間</th> <th style="text-align: center;">減額する基本額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">継続期間</td> <td style="text-align: center;">(ア) 基本期間経過後 12か月</td> <td style="text-align: center;">2(料金額)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) (ア)の期間経過後 12か月</td> <td style="text-align: center;">2(料金額)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ウ) (イ)の期間経過後</td> <td style="text-align: center;">2(料金額)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 継続して利用する期間は1料金を1か月とします。ただし、アの基本期間開始に係る長期継続利用の適用開始日を含む料金月については、1か月に満たない場合であっても、1か月として取り扱います。</p> <p>カ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる基本期間又は継続期間(以下「長期継続利用期間」といいます。)には、特定他社接続回線の一時中断(特定事業者の契約約款に規定する一時中断をいいます。)及び利用停止(特定事業者の契約約款に規定する利用停止をいいます。)があった期間を含むものとします。</p> <p>キ 当社は、長期継続利用に係る特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止したものと取り扱います。</p> <p>ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間(エの表の(ウ)の期間を除</p>	区 分	継続して利用する期間	減額する基本額(月額)	基本期間	36ヶ月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額	区 分	継続して利用する期間	減額する基本額(月額)	継続期間	(ア) 基本期間経過後 12か月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額	(イ) (ア)の期間経過後 12か月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額	(ウ) (イ)の期間経過後	2(料金額)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額
区 分	継続して利用する期間	減額する基本額(月額)															
基本期間	36ヶ月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.07を乗じて得た額															
区 分	継続して利用する期間	減額する基本額(月額)															
継続期間	(ア) 基本期間経過後 12か月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.09を乗じて得た額															
	(イ) (ア)の期間経過後 12か月	2(料金額)に規定する基本額の額に0.10を乗じて得た額															
	(ウ) (イ)の期間経過後	2(料金額)に規定する基本額の額に0.11を乗じて得た額															

	きます。)の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
(3) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 特定他社接続回線については、(2)に規定する長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する契約の解除があった場合は残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する基本額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する品目の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額(基本額に限ります。以下この欄において同じとします。)から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の特定他社接続回線の料金額を合算して行います。</p>

2 料金額

2-1 臨時契約(特定事業者の契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。以下この第1において同じとします。)以外の契約のもの

(1) 基本額

ア 基本回線使用料

a 北海道総合通信網株式会社に係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料 金 額	
	区域内	区域外
1 Mb/s	56,500円 (税込62,150円)	56,500円 (税込62,150円)
2 Mb/s	65,900円 (税込72,490円)	65,900円 (税込72,490円)
3 Mb/s	82,400円 (税込90,640円)	82,400円 (税込90,640円)
4 Mb/s	96,500円 (税込106,150円)	96,500円 (税込106,150円)
5 Mb/s	109,400円 (税込120,340円)	109,400円 (税込120,340円)
10 Mb/s	138,800円 (税込152,680円)	263,500円 (税込289,850円)
20 Mb/s	167,600円 (税込184,360円)	317,500円 (税込349,250円)
30 Mb/s	195,900円 (税込215,490円)	370,600円 (税込407,660円)
40 Mb/s	224,200円 (税込246,620円)	423,700円 (税込466,070円)
50 Mb/s	252,600円 (税込277,860円)	476,800円 (税込524,480円)
100 Mb/s	391,800円 (税込430,980円)	732,900円 (税込806,190円)
1 Gb/s	676,800円 (税込744,480円)	—

備考

北海道総合通信網株式会社に係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める単位料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ただし、この場合の単位料金区域とは、北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。

b 株式会社トークネットに係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	50,400円 (税込55,440円)	64,800円 (税込71,280円)
1Mb/s	56,400円 (税込62,040円)	75,600円 (税込83,160円)
2Mb/s	73,200円 (税込80,520円)	111,600円 (税込122,760円)
3Mb/s	91,200円 (税込100,320円)	150,000円 (税込165,000円)
4Mb/s	109,200円 (税込120,120円)	183,600円 (税込201,960円)
5Mb/s	128,400円 (税込141,240円)	216,000円 (税込237,600円)
10Mb/s	201,600円 (税込221,760円)	363,600円 (税込399,960円)
20Mb/s	212,400円 (税込233,640円)	409,200円 (税込450,120円)
30Mb/s	223,200円 (税込245,520円)	454,800円 (税込500,280円)
40Mb/s	234,000円 (税込257,400円)	500,400円 (税込550,440円)
50Mb/s	244,800円 (税込269,280円)	546,000円 (税込600,600円)
100Mb/s	300,000円 (税込330,000円)	780,000円 (税込858,000円)

備考
株式会社トークネットに係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

c KDDI株式会社に係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
0.5Mb/s	49,200円 (税込54,120円)	69,400円 (税込76,340円)	
1Mb/s	52,900円 (税込58,190円)	73,100円 (税込80,410円)	
2Mb/s	73,800円 (税込81,180円)	97,400円 (税込107,140円)	

3Mb/s		86,100円 (税込94,710円)	121,800円 (税込133,980円)
4Mb/s		110,600円 (税込121,660円)	146,100円 (税込160,710円)
5Mb/s		135,200円 (税込148,720円)	170,500円 (税込187,550円)
10Mb/s		196,600円 (税込216,260円)	267,900円 (税込294,690円)
20Mb/s		221,400円 (税込243,540円)	332,100円 (税込365,310円)
30Mb/s		246,000円 (税込270,600円)	393,600円 (税込432,960円)
40Mb/s		258,300円 (税込284,130円)	442,800円 (税込487,080円)
50Mb/s		270,600円 (税込297,660円)	492,000円 (税込541,200円)
100Mb/s		331,800円 (税込364,980円)	730,500円 (税込803,550円)
200Mb/s	922,500円(税込1,014,750円)	984,000円 (税込1,082,400円)	1,488,300円 (税込1,637,130円)
300Mb/s	959,400円(税込1,055,340円)	1,254,600円 (税込1,380,060円)	2,017,200円 (税込2,218,920円)
400Mb/s	1,008,600円 (税込1,109,460円)	1,537,500円 (税込1,691,250円)	2,546,100円 (税込2,800,710円)
500Mb/s	1,045,500円 (税込1,150,050円)	1,808,100円 (税込1,988,910円)	3,075,000円 (税込3,382,500円)
1Gb/s	1,217,700円 (税込1,339,470円)	3,185,700円 (税込3,504,270円)	5,707,200円 (税込6,277,920円)
備考 KDDI株式会社に係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。 ただし、200Mb/sから1Gb/sに係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。			

d 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	54,000円 (税込59,400円)	78,000円 (税込85,800円)

1 Mb / s	55,200円 (税込60,720円)	79,200円 (税込87,120円)
2 Mb / s	79,200円 (税込87,120円)	115,200円 (税込126,720円)
3 Mb / s	103,200円 (税込113,520円)	151,200円 (税込166,320円)
4 Mb / s	127,200円 (税込139,920円)	187,200円 (税込205,920円)
5 Mb / s	151,200円 (税込166,320円)	223,200円 (税込245,520円)
10 Mb / s	175,200円 (税込192,720円)	307,200円 (税込337,920円)
20 Mb / s	219,600円 (税込241,560円)	382,800円 (税込421,080円)
30 Mb / s	267,600円 (税込294,360円)	462,000円 (税込508,200円)
40 Mb / s	315,600円 (税込347,160円)	541,200円 (税込595,320円)
50 Mb / s	363,600円 (税込399,960円)	620,400円 (税込682,440円)
100 Mb / s	411,600円 (税込452,760円)	807,600円 (税込888,360円)
備考 中部テレコミュニケーション株式会社に係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。		

e 北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額	
	区域内	区域外
0.5 Mb / s	48,000円 (税込52,800円)	62,400円 (税込68,640円)
1 Mb / s	54,000円 (税込59,400円)	75,600円 (税込83,160円)
2 Mb / s	73,200円 (税込80,520円)	111,600円 (税込122,760円)
3 Mb / s	91,200円 (税込100,320円)	150,000円 (税込165,000円)
4 Mb / s	112,800円 (税込124,080円)	186,000円 (税込204,600円)
5 Mb / s	133,200円 (税込146,520円)	219,600円 (税込241,560円)
10 Mb / s	166,800円 (税込183,480円)	356,400円 (税込392,040円)
20 Mb / s	184,800円 (税込203,280円)	400,800円 (税込440,880円)
30 Mb / s	202,800円 (税込223,080円)	445,200円 (税込489,720円)
40 Mb / s	220,800円 (税込242,880円)	489,600円 (税込538,560円)
50 Mb / s	238,800円 (税込262,680円)	534,000円 (税込587,400円)
100 Mb / s	324,000円 (税込356,400円)	747,600円 (税込822,360円)

備考

北陸通信ネットワーク株式会社に係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

f 株式会社オペテージに係るもの

① ②以外のもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	42,200円 (税込46,420円)	59,700円 (税込65,670円)
1Mb/s	50,400円 (税込55,440円)	70,200円 (税込77,220円)
2Mb/s	62,100円 (税込68,310円)	86,600円 (税込95,260円)
3Mb/s	79,600円 (税込87,560円)	110,000円 (税込121,000円)
4Mb/s	97,200円 (税込106,920円)	133,400円 (税込146,740円)
5Mb/s	126,400円 (税込139,040円)	173,200円 (税込190,520円)
10Mb/s	211,800円 (税込232,980円)	449,300円 (税込494,230円)
20Mb/s	227,000円 (税込249,700円)	486,800円 (税込535,480円)
30Mb/s	242,200円 (税込266,420円)	524,200円 (税込576,620円)
40Mb/s	258,600円 (税込284,460円)	561,600円 (税込617,760円)
50Mb/s	273,800円 (税込301,180円)	599,100円 (税込659,010円)
100Mb/s	351,000円 (税込386,100円)	786,300円 (税込864,930円)

備考

株式会社オペテージに係る特定他社接続回線（1Gb/sの品目に係るものを除きます。）の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

② 1Gb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
回 線 距 離	15キロメートルまでのもの	1,365,600円 (税込1,502,160円)
	30キロメートルまでのもの	2,535,600円 (税込2,789,160円)
	40キロメートルまでのもの	2,800,800円 (税込3,080,880円)
	50キロメートルまでのもの	3,034,800円 (税込3,338,280円)
	60キロメートルまでのもの	3,220,800円 (税込3,542,880円)
	70キロメートルまでのもの	3,370,800円 (税込3,707,880円)
	80キロメートルまでのもの	3,501,600円 (税込3,851,760円)
	90キロメートルまでのもの	3,626,400円 (税込3,989,040円)

100キロメートルまでのもの	3,747,600円(税込4,122,360円)
120キロメートルまでのもの	3,865,200円(税込4,251,720円)
120キロメートルを超えるもの	3,979,200円(税込4,377,120円)

g 株式会社STNetに係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	46,800円 (税込51,480円)	46,800円 (税込51,480円)
1Mb/s	54,000円 (税込59,400円)	54,000円 (税込59,400円)
2Mb/s	75,600円 (税込83,160円)	75,600円 (税込83,160円)
3Mb/s	92,400円 (税込101,640円)	92,400円 (税込101,640円)
4Mb/s	111,600円 (税込122,760円)	111,600円 (税込122,760円)
5Mb/s	130,800円 (税込143,880円)	130,800円 (税込143,880円)
10Mb/s	168,000円 (税込184,800円)	168,000円 (税込184,800円)
20Mb/s	205,200円 (税込225,720円)	205,200円 (税込225,720円)
30Mb/s	237,600円 (税込261,360円)	237,600円 (税込261,360円)
40Mb/s	266,400円 (税込293,040円)	266,400円 (税込293,040円)
50Mb/s	291,600円 (税込320,760円)	291,600円 (税込320,760円)
100Mb/s	372,000円 (税込409,200円)	372,000円 (税込409,200円)

備考

株式会社STNetに係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

h 株式会社エネコムに係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
0.5Mb/s	42,200円(税込46,420円)		42,200円 (税込46,420円)
1Mb/s	49,200円(税込54,120円)		49,200円 (税込54,120円)
2Mb/s	66,700円(税込73,370円)		66,700円 (税込73,370円)
3Mb/s	83,100円(税込91,410円)		83,100円 (税込91,410円)

4Mb/s	103,000円(税込113,300円)	103,000円 (税込113,300円)	
5Mb/s	121,700円(税込133,870円)	121,700円 (税込133,870円)	
10Mb/s	161,500円(税込177,650円)	161,500円 (税込177,650円)	
20Mb/s	181,400円(税込199,540円)	181,400円 (税込199,540円)	
30Mb/s	201,300円(税込221,430円)	201,300円 (税込221,430円)	
40Mb/s	221,200円(税込243,320円)	221,200円 (税込243,320円)	
50Mb/s	241,100円(税込265,210円)	241,100円 (税込265,210円)	
100Mb/s	339,300円(税込373,230円)	339,300円 (税込373,230円)	
200Mb/s	819,000円(税込900,900円)	1,287,000円 (税込1,415,700円)	
300Mb/s	1,053,000円(税込1,158,300円)	1,638,000円 (税込1,801,800円)	
400Mb/s	1,287,000円(税込1,415,700円)	1,989,000円 (税込2,187,900円)	
500Mb/s	1,521,000円(税込1,673,100円)	2,340,000円 (税込2,574,000円)	
1Gb/s	1,053,000円 (税込1,158,300円)	2,691,000円 (税込2,960,100円)	4,095,000円 (税込4,504,500円)

備考

株式会社エネコムに係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ただし、1Gb/sに係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

i 株式会社Q T n e tに係るもの

① ②、③、④、⑤及び⑥以外のもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	42,200円 (税込46,420円)	69,100円 (税込76,010円)
1Mb/s	51,500円 (税込56,650円)	78,400円 (税込86,240円)

2Mb/s	73,800円 (税込81,180円)	111,200円 (税込122,320円)
3Mb/s	90,100円 (税込99,110円)	146,300円 (税込160,930円)
4Mb/s	108,900円 (税込119,790円)	181,400円 (税込199,540円)
5Mb/s	128,700円 (税込141,570円)	210,600円 (税込231,660円)
10Mb/s	193,100円 (税込212,410円)	312,400円 (税込343,640円)
20Mb/s	213,600円 (税込234,960円)	366,000円 (税込402,600円)
30Mb/s	242,400円 (税込266,640円)	422,400円 (税込464,640円)
40Mb/s	266,400円 (税込293,040円)	476,400円 (税込524,040円)
50Mb/s	291,600円 (税込320,760円)	529,200円 (税込582,120円)
100Mb/s	395,500円 (税込435,050円)	758,200円 (税込834,020円)

備考

株式会社Q T n e tに係る特定他社接続回線の終端が、別紙4に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

② 200Mb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	780,000円(税込858,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,140,000円(税込1,254,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,440,000円(税込1,584,000円)
	120キロメートルまでのもの	1,680,000円(税込1,848,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,160,000円(税込2,376,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	240キロメートルを超えるもの	3,600,000円(税込3,960,000円)

③ 300Mb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	840,000円(税込924,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,200,000円(税込1,320,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,560,000円(税込1,716,000円)
	120キロメートルまでのもの	1,800,000円(税込1,980,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,640,000円(税込2,904,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,240,000円(税込3,564,000円)
	240キロメートルを超えるもの	3,840,000円(税込4,224,000円)

④ 400Mb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	900,000円(税込990,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,320,000円(税込1,452,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,680,000円(税込1,848,000円)
	120キロメートルまでのもの	2,040,000円(税込2,244,000円)
	180キロメートルまでのもの	2,880,000円(税込3,168,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,360,000円(税込3,696,000円)
	240キロメートルを超えるもの	4,080,000円(税込4,488,000円)

⑤ 500Mb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	960,000円(税込1,056,000円)
	40キロメートルまでのもの	1,560,000円(税込1,716,000円)
	80キロメートルまでのもの	1,920,000円(税込2,112,000円)
	120キロメートルまでのもの	2,400,000円(税込2,640,000円)
	180キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	240キロメートルまでのもの	3,480,000円(税込3,828,000円)
	240キロメートルを超えるもの	4,320,000円(税込4,752,000円)

⑥ 1Gb/sのもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

距離区分		料金額(月額)
回線距離	15キロメートルまでのもの	1,260,000円(税込1,386,000円)
	40キロメートルまでのもの	2,400,000円(税込2,640,000円)
	80キロメートルまでのもの	3,120,000円(税込3,432,000円)
	120キロメートルまでのもの	3,600,000円(税込3,960,000円)
	180キロメートルまでのもの	3,840,000円(税込4,224,000円)
	240キロメートルまでのもの	4,200,000円(税込4,620,000円)
	240キロメートルを超えるもの	5,400,000円(税込5,940,000円)

j OTNet株式会社に係るもの

特定他社接続回線1回線ごとに月額

品目	料金額
1Mb/s	69,700円(税込76,670円)
2Mb/s	88,200円(税込97,020円)
3Mb/s	105,300円(税込115,830円)
4Mb/s	126,900円(税込139,590円)
5Mb/s	144,000円(税込158,400円)
10Mb/s	162,500円(税込178,750円)
100Mb/s	1,354,000円(税込1,489,400円)

2-2 臨時契約に関するもの

日額

その特定他社接続回線を臨時契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考

臨時契約については、O T N e t 株式会社に係る特定他社接続回線に限り提供します。
--

第3類 一時金

第1 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第83条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用											
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の端末回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア イーサネット通信網契約の申込みをする者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結して、その場所でイーサネット通信網サービスの適用を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>イ イーサネット通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の端末回線の新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の端末回線の新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後の端末回線の新設するときの線路設置費の額	-	変更前の端末回線の新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後の端末回線の新設するときの線路設置費の額	-	変更前の端末回線の新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

2 料金額

区 分	料 金 額
線路設置費の額	当社が別に算定する額

第2 設備費

1 適用

設備費の適用については、第84条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 料金額

区 分	料 金 額
設備費の額	当社が別に算定する額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第82条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用											
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又はイーサネット通信網サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。										
(2) 契約者回線等に係る品目等の変更、移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	契約者回線等に係る品目等の変更の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。										
(3) 端末設備に係る種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	端末設備に係る種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。										
(4) 工事の適用区分	ア 第4種イーサネット通信網サービスの契約者回線等における工事の区分は次のとおりとします。 (ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更等に係る工事</td> <td>契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事</td> <td>イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>④ 他社接続回線接続変更に係る工事</td> <td>他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更等に係る工事	契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更の場合に適用します。	② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	④ 他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。
	工事の区分	適 用									
	① 契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更等に係る工事	契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更の場合に適用します。									
	② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。									
	③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。									
	④ 他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。									
	(イ) 特定他社接続回線に係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定他社接続回線の設置等に係る工事</td> <td>特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、利用休止又は再利用の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、利用休止又は再利用の場合に適用します。						
	工事の区分	適 用									
	① 特定他社接続回線の設置等に係る工事	特定他社接続回線について、特定事業者の契約約款に規定する設置、移転、品目等の変更、他社接続回線接続変更、利用の一時中断、利用休止又は再利用の場合に適用します。									
	(ウ) 端末回線に係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 端末回線の設置、移転及び変更に係る工事</td> <td>端末回線の設置、移転、品目等の変更、端末設備の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>イーサネット通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事</td> <td>イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	① 端末回線の設置、移転及び変更に係る工事	端末回線の設置、移転、品目等の変更、端末設備の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。	② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	イーサネット通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。	③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。		
	工事の区分	適 用									
① 端末回線の設置、移転及び変更に係る工事	端末回線の設置、移転、品目等の変更、端末設備の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。										
② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	イーサネット通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。										
③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。										

(エ) 契約者回線に係るもの

工事の区分	適用
① 契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事	契約者回線の設置、移転、品目の変更、端末設備の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。
② イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	イーサネット通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。
③ 利用の一時中断をしたイーサネット通信網サービスの再利用に係る工事	イーサネット通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

イ 第5種イーサネット通信網サービスの端末回線における工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 端末回線群の設置及び変更に係る工事	端末回線群の設置及び別に定める建物内における端末回線の終端の場所の変更の場合に適用します。
② 論理チャネルの設定及び細目変更に係る工事	論理チャネルの設定並びに上限伝送速度及び最低伝送速度の変更の場合に適用します。

ウ 付加機能に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
① 付加機能の利用開始又は変更に係る工事	付加機能の利用開始又は変更の場合に適用します。
② 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の利用の一時中断の場合に適用します。
③ 利用の一時中断をした付加機能の再利用に係る工事	付加機能の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

(5) 契約移行に係る工事費の適用

契約者回線等及び付加機能に係る工事について、データ通信網サービス契約約款に規定する契約移行によりイーサネット通信網サービス又は付加機能の提供を開始する場合は、1の工事ごとに、2（工事費の額）に規定する品目等の変更の場合に適用する工事費（取扱所内工事費に限ります。）と同額を適用するものとし、この場合、2（工事費の額）に規定する、契約者回線等の設置に係る工事費及び付加機能（当該契約移行に係る付加機能に限ります。）の利用開始に係る工事費の支払いを要しません。

(6) 特定他社接続回線に係る割増工事費の適用

特定他社接続回線については、その回線に係るイーサネット通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に、次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、特定事業者の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）にあっては午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円を加算した額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円を加算した額

(7) 特定他社接続回線に係る工事費の減額の適用	当社は、特定他社接続回線に係る工事について、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
--------------------------	--

2 工事費の額

- (1) 第4種イーサネット通信網サービスに係るもの
ア イ、ウ及びエ以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
契約者回線等の設置、移転及び品目等の変更等に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	データ伝送装置X型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	データ伝送装置XI型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	データ伝送装置XII型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
	データ伝送装置X型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	データ伝送装置XI型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
	データ伝送装置XII型工事費	1の工事ごとに	30,000円 (税込33,000円)
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,100円)
備 考	<p>1 イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。</p> <p>2 データ伝送装置に係る工事費は、契約者回線等の設置、移転、品目等の変更、利用の一時中断、一時中断の再利用、他社接続回線接続変更に伴い、データ伝送装置の工事が必要な場合に限り適用します。</p>		

- イ 特定他社接続回線に係るもの（ウ及びエに係るものを除きます。）

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額	
特定他社接続回線の設置等に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,200円)	
	屋内配線工事費等	(ア) (イ)以外のもの	1の工事ごとに	51,000円 (税込56,100円)
		(イ) クラス3に係るもの	1の工事ごとに	197,000円 (税込216,700円)
備 考	<p>1 イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。</p> <p>2 屋内配線工事費等は、取扱所内工事費以外の工事費をいい、イーサネット相当回線に定める特定他社接続回線について適用するものとします。</p> <p>3 特定他社接続回線のうち、別紙2(2)に規定する電力系事業者等の電気通信サービスに係るものについては、適用しません。</p>			

ウ 端末回線に係るもの（エに係るものを除きます。）

工事の種類	単位	工事費の額		
		メタル配線の場合	光配線の場合	
端末回線の設置、移転及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円（税込1,100円）	
	端末回線工事費	1の工事ごとに	12,000円（税込13,200円）	
	端末回線設定工事費	1の工事ごとに	1,000円（税込1,100円）	
	屋内配線工事費	1の工事ごとに	3,000円 （税込3,300円）	8,000円 （税込8,800円）
	データ伝送装置V型工事費	1の工事ごとに	—	30,000円 （税込33,000円）
	データ伝送装置X型工事費	1の工事ごとに	—	30,000円 （税込33,000円）
	データ伝送装置XI型工事費	1の工事ごとに	—	30,000円 （税込33,000円）
イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円（税込1,100円）		
備考	<p>1 データ伝送装置に係る工事費は、端末回線の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、一時中断の再利用、データ伝送装置の種類の変更又は回線相互接続等に伴い、データ伝送装置の工事が必要な場合に限り適用します。</p> <p>2 イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。</p> <p>3 屋内配線工事費については、端末回線のうち、ATM伝送相当回線に係る場合について適用します。</p> <p>4 端末回線工事費及び端末回線設定工事費については、端末回線のうち、イーサ伝送相当回線の特定端末回線型に係るものについて適用します。</p> <p>5 イーサネット通信網契約者は、イーサ伝送相当回線に係る端末回線について、その終端の場所において特別な工事を要する場合に限り、当社が別に算定する額を支払っていただくことがあります。</p>			

エ 契約者回線に係るもの

工事の種類	単位	工事費の額	
契約者回線の設置、移転及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円（税込1,100円）
	屋内配線工事費	1の工事ごとに	8,000円（税込8,800円）
イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	1,000円（税込1,100円）	
備考	<p>イーサネット通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。</p>		

(2) 第5種イーサネット通信網サービスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
端末回線群の設置及び変更 に係る工事	端末回線工事費	1の工事ごとに	12,000円 (税込13,200円)
	取扱所内工事費	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)
論理チャネルの設定及び細 目変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,300円)

(3) 付加機能に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
付加機能の利用開始、 変更又は利用の一時中 断に係る工事	通信制御機能Ⅱ	1の工事ごとに 15,000円 (税込16,500円)
	回線群多重機能Ⅰ	1の工事ごとに 3,000円 (税込3,300円)
	回線群多重機能Ⅱ	1の工事ごとに 3,000円 (税込3,300円)
備 考	付加機能の利用の一時中断に関する工事費については、再利用に係る工事費を含むものとします。	

別表 イーサネット通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 第4種イーサネット通信網サービスに係るもの

(1) 端末回線のうちATM専用相当回線に係るもの

ア 当社がデータ伝送装置を提供する場合

品目	物理的条件	送出電力
0.5Mb/s、 1Mb/s～10Mb/s（1Mb/s 毎）、 10Mb/s～100Mb/s（10Mb/s 毎） 及び 120Mb/s	10BASE-T（ISO/IEC 8802-3 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 6.2V(P-P)以下
	100BASE-TX（IEEE 802.3u 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 2.1V(P-P)以下

イ 当社がデータ伝送装置を提供しない場合

品目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を提供しない場合	配線設備を提供する場合	伝送速度	符号方式	光出力
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 10Mb/s (1Mb/s 毎)、 10Mb/s～ 100Mb/s (10Mb/s 毎) 及び 120Mb/s	F04形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠) 又は 2心光ファイバコネクタ (注)	F04形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	155.520 Mb/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm(平均 レベル)以下 使用中心波長 1.31μm

(注) 2心光ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・光学的結合方式：バットジョイント方式
- ・機械的結合方式：プラグ（接栓）－アダプタープラグ方式
- ・光ファイバ整列方式：フェルルールに形成した2個のガイドライン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式のものである。

(2) 特定他社接続回線若しくは端末回線のうちイーサ伝送相当回線に係るもの又は契約者回線に係るもの

ア 30Mb/s以下の品目に係るもの

品目	物理的条件	送出電力
0.5Mb/s、 1～9Mb/s (1Mb/s 毎) 及び 10Mb/s～90Mb/s (10Mb/s 毎)	10BASE-T（ISO/IEC 8802-3 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 6.2V(P-P)以下
	100BASE-TX（IEEE 802.3u 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 2.1V(P-P)以下

イ 100Mb/sの品目に係るもの

品目	物理的条件	送出電力
100Mb/s	100BASE-TX（IEEE 802.3u 準拠） ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 2.1V(P-P)以下

ウ 200Mb/s から 1Gb/s の品目に係るもの

品 目	物理的条件	光出力等
200Mb/s～1Gb/s (100Mb/s 毎)	1000BASE-T (IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100Ωの負荷抵抗に対して 3.1V (0-P) 以下
	1000BASE-LX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 -3dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 1.31μm
	1000BASE-SX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 0dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 0.85μm

エ 2Gb/s 及び 3Gb/s の品目に係るもの

品 目	物理的条件	光出力等
2Gb/s 及び 3Gb/s	10GBASE-LR (IEEE 802.3ae 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 0.5dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 1.31μm
	10GBASE-SR (IEEE 802.3ae 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 -1dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 0.85μm

2 第5種イーサネット通信網サービスに係るもの

品 目	物理的条件	光出力等
1Gb/s	1000BASE-LX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 -3dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 1.31μm
	1000BASE-SX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LCコネクタ (IEC 標準 61754-20 準拠)	光出力 0dBm (平均レベル) 以下 使用中心波長 0.85μm

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 13 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 14 年 3 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。
(旧接続契約者回線に係る第 1 種イーサネット通信網サービスの経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している接続契約者回線（以下「旧接続契約者回線」といいます。）に係る第 1 種イーサネット通信網サービスの取扱いについては、次に規定するもののほか、なお従前のおりとしします。

(1) 旧接続契約者回線に係る品目

品 目	内 容
100Mb/s	100.0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの

(2) 旧接続契約者回線を使用する場合の基本料

1 の旧接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
1 0 0 M b / s	1, 0 0 0, 0 0 0 円

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から実施します。
ただし、特定事業者の高速イーサネット専用サービスに係る特定他社接続回線に関する規定については、平成 15 年 1 月 20 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。
ただし、付加機能に関する規定については、平成 15 年 4 月 1 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。
ただし、株式会社 S T N e t の高速イーサネット網接続サービスに係る特定他社接続回線に関する規定については、平成 15 年 5 月 1 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。
ただし、北海道総合通信網株式会社に係る特定他社接続回線の料金に関する規定については、平成 15 年 7 月 25 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 20 日から実施します。
ただし、通信制御機能に関する規定については、平成 15 年 9 月 16 日から実施するものとします。
(インターネット接続機能及びインターネットアクセス利用機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット通信網サービスについて、次の表の左欄の付加機能を利用するものは、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供するイーサネット通信網サービスの右欄の付加機能を利用するものとみなします。

インターネット接続機能	インターネット接続機能のうち経路固定型を利用するもの
インターネットアクセス利用機能	インターネットアクセス利用機能のうち経路固定型を利用するもの

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。
ただし、特定サービス接続機能に関する規定については、平成 15 年 9 月 4 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。
ただし、第 2 種イーサネット通信網サービスの別紙 4 (2) ①に定める特定他社接続回線及び第 3 種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に関する規定については、平成 15 年 10 月 15 日から、北陸通信ネットワーク株式会社に係る特定他社接続回線の料金に関する規定については、平成 15 年 11 月 1 日から実施するものとします。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 30 日から実施します。
ただし、第 1 種イーサネット通信網サービスのクラス 2 に係る ATM データ伝送相当回線に関する規定については、平成 15 年 10 月 1 日から実施するものとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 11 月 18 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 4 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 30 日から実施します。

(インターネット接続機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているインターネット接続機能を利用するイーサネット通信網サービスについては、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供するインターネット接続機能のタイプ 1 に移行したものとみなします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 3 月 15 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 30 日から実施します。

(特定サービス接続機能に係る経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能は、この改正規定実施の日において、改正後の料金表の規定により提供する特定サービス接続機能 I に移行したものとみなします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 12 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 10 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。
(インターネット接続機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日の間にインターネット接続機能のタイプ 2 の申込みを行ったイーサネット通信網サービス契約者は、その機能の提供を開始した日の属する料金月を含む連続する 3 料金月について、料金表第 1 表第 4 (付加機能使用料) に定める当該付加機能使用料の支払いを要しないほか、その機能に係る第 2 表 (工事に関する費用) に定める工事費及び第 3 表 (附帯サービスに関する料金) に定める申請手数料 (当社が別に定めるものに限り) の支払いを要しないものとしします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 8 月 9 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 15 日から実施します。
(光伝送相当回線に係る第 1 種イーサネット通信網サービスの工事費の取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に光伝送相当回線の申込みを行った第 1 種イーサネット通信網契約者は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定める工事費の支払いを要しないものとしします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。
ただし、利用に係るイーサネット通信網契約者の義務に関する規定については、平成 17 年 1 月 17 日から実施します。
(第 1 種イーサネット通信網サービスの接続契約者回線に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種イーサネット通信網サービスに係る接続契約者回線を利用する第 1 種イーサネット通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供する第 1 種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線のうち、料金表に定めるデータ伝送相当回線を利用する第 1 種イーサネット通信網契約者に移行したものとみなします。
(特定事業者の ATM データ通信網サービスに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に特定事業者の ATM データ通信網サービスに関する契約約款の規定により最低利用期間の適用を受けている特定他社接続回線（ATM データ契約者回線に係る部分に限ります。以下この附則 3 において同じとしします。）については、改正後のこの約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその特定他社接続回線の提供を開始した日から起算するものとしします。
(中部テレコミュニケーション株式会社の高速イーサネット専用サービスに係る特定他社接続回線の経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している中部テレコミュニケーション株式会社の高速イーサネット専用サービスに係る特定他社接続回線（以下この附則 4 において「旧特定他社接続回線」といいます。）の料金その他の取扱いについては、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。
(1) 旧特定他社接続回線の基本回線使用料

品 目	料 金 額	
	区域内	区域外
0.5Mb/s	54,000円 (税込56,700円)	78,000円 (税込81,900円)
1Mb/s	55,200円 (税込57,960円)	79,200円 (税込83,160円)
2Mb/s	79,200円 (税込83,160円)	115,200円 (税込120,960円)
3Mb/s	103,200円 (税込108,360円)	151,200円 (税込158,760円)

4 Mb / s	127,200円 (税込133,560円)	187,200円 (税込196,560円)
5 Mb / s	151,200円 (税込158,760円)	223,200円 (税込234,360円)
10 Mb / s	175,200円 (税込183,960円)	307,200円 (税込322,560円)

備考

中部テレコミュニケーション株式会社に係る旧特定他社接続回線の終端が、愛知県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(損害賠償に関する経過措置)

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

(経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(光伝送相当回線に係る第1種イーサネット通信網サービスの工事費の取扱いに関する経過措置)

2 平成16年11月15日実施の附則2に定める光伝送相当回線に係る第1種イーサネット通信網サービスの工事費の取扱いに関する経過措置について、「平成17年3月31日」を「平成17年5月31日」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。
(改正規定実施後の契約者回線群の設定)
- 2 この改正規定実施後、新たにイーサネット通信網契約者が契約者回線群を設ける場合において、当社は、その契約者回線群に属する契約者回線等を第 4 種イーサネット通信網サービスに係る第 4 種契約者回線等に限定するものとしします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。
(旧 I D C 特定サービス接続機能に係るサービス接続点の利用に関する経過措置)
- 2 第 2 種イーサネット通信網サービス又は第 4 種イーサネット通信網サービスのイーサネット通信網契約者は、旧 I D C 特定サービス接続機能（旧日本テレコム I D C 株式会社のデジタルデータサービス契約約款の附則（平成 18 年 6 月 1 日実施のものをいいます。）に規定する特定サービス接続機能をいいます。以下この附則において同じとしします。）に規定するところにより、サービス接続点（イーサネット通信網サービスと旧 I D C 特定サービス接続機能に係る電気通信設備との接続点をいいます。以下この附則において同じとしします。）を利用することができます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 30 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 7 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 8 月 21 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 16 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 29 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。
(東日本電信電話株式会社の LAN 型通信網サービスと接続する接続契約者回線の経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している東日本電信電話株式会社の LAN 型通信網サービスと接続する接続契約者回線の料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 19 年 2 月 19 日から実施します。
(特定付加機能等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定付加機能（インターネット接続機能、特定装置接続機能、インターネットアクセス利用機能Ⅰ、インターネットアクセス利用機能Ⅱ、IP 通信網利用機能及び特定サービス接続機能Ⅱ（以下この附則において「特定サービス接続機能」といいます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）又はドメイン名に係る申請手続の代行の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料 金 額 (月 額)		
イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 機 能	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1 の契約者回線群ごとに	品目	タイプ 1	
				経路固定型	経路選択型
			0.5Mb/s	115,000 円 (税込 120,750 円)	127,000 円 (税込 133,350 円)
			1Mb/s	142,000 円 (税込 149,100 円)	160,000 円 (税込 168,000 円)
			2Mb/s	180,000 円 (税込 189,000 円)	203,000 円 (税込 213,150 円)
			3Mb/s	214,000 円 (税込 224,700 円)	241,000 円 (税込 253,050 円)
			4Mb/s	249,000 円 (税込 261,450 円)	279,000 円 (税込 292,950 円)
			5Mb/s	283,000 円 (税込 297,150 円)	317,000 円 (税込 332,850 円)
			6Mb/s	318,000 円 (税込 333,900 円)	358,000 円 (税込 375,900 円)
			7Mb/s	357,000 円 (税込 374,850 円)	401,000 円 (税込 421,050 円)
			8Mb/s	396,000 円 (税込 415,800 円)	447,000 円 (税込 469,350 円)
			9Mb/s	435,000 円 (税込 456,750 円)	493,000 円 (税込 517,650 円)
			10Mb/s	474,000 円 (税込 497,700 円)	539,000 円 (税込 565,950 円)
			品目	タイプ 2	
				経路固定型	経路選択型
			0.5Mb/s	180,000 円 (税込 189,000 円)	190,000 円 (税込 199,500 円)
			1Mb/s	210,000 円 (税込 220,500 円)	220,000 円 (税込 231,000 円)
			2Mb/s	240,000 円 (税込 252,000 円)	260,000 円 (税込 273,000 円)
			3Mb/s	270,000 円 (税込 283,500 円)	290,000 円 (税込 304,500 円)
			4Mb/s	300,000 円 (税込 315,000 円)	320,000 円 (税込 336,000 円)

5Mb/s	330,000円 (税込 346,500円)	360,000円 (税込 378,000円)
6Mb/s	360,000円 (税込 378,000円)	390,000円 (税込 409,500円)
7Mb/s	390,000円 (税込 409,500円)	430,000円 (税込 451,500円)
8Mb/s	430,000円 (税込 451,500円)	480,000円 (税込 504,000円)
9Mb/s	470,000円 (税込 493,500円)	530,000円 (税込 556,500円)
10Mb/s	510,000円 (税込 535,500円)	570,000円 (税込 598,500円)
15Mb/s	590,000円 (税込 619,500円)	650,000円 (税込 682,500円)
20Mb/s	670,000円 (税込 703,500円)	730,000円 (税込 766,500円)
25Mb/s	750,000円 (税込 787,500円)	810,000円 (税込 850,500円)
30Mb/s	830,000円 (税込 871,500円)	890,000円 (税込 934,500円)

- 備
- (1) 当社は、回線群代表者であるイーサネット通信網契約者（臨時イーサネット通信網契約者（臨時第1種イーサネット通信網契約者、臨時第2種イーサネット通信網契約者、臨時第3種イーサネット通信網契約者及び臨時第4種イーサネット通信網契約者をいいます。以下同じとします。）を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、このインターネット接続機能を提供します。
- (2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。
ただし、その契約者回線群が、第3種イーサネット通信網サービスに係る契約者回線等で構成される場合においては、県内ゾーン間中継伝送が必要となります。
- (3) 当社は、料金額を適用するにあたり、接続する符号伝送速度に応じた品目及び設備の態様による細目を定めます。
- (4) (3)において、通信及び設備の態様による細目は、次のとおりとします。
- ア 通信の態様に係るもの
- | 区別 | 内 容 |
|------|------------------------------------|
| タイプ1 | タイプ2以外のもの |
| タイプ2 | イーサネット通信網契約者があらかじめ指定した通信に限り接続を行うもの |
- イ 設備の態様に係るもの
- | 区別 | 内 容 |
|-------|----------------------------------|
| 経路固定型 | 経路選択型以外のもの |
| 経路選択型 | 当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの |
- (5) 当社は、インターネット接続機能について、その機能に係る部分に限り、第81条（定額利料の支払義務）第2項第3号の表1欄に規定する時間を「24時間」として取り扱います。
- (6) 品目及び細目の変更等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

特定装置接続機

当社が別に定める特定装置（情報の蓄積又は転送等を行う電気通信設備をいいます。）と接続を行う機能をいいます。

1の契約者回線群ごとに

- 備
- (1) 当社は、回線群代表者であるイーサネット通信網契約者（臨時イーサネット通信網契約者（臨時第1種イーサネット通信網契約者、臨時第2種イーサネット通信網契約者、臨時第3種イーサネット通信網契約者及び臨時第4種イーサネット通信網契約者をいいます。以下同じとします。）を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定装置接続機能を提供します。

能	考	(2) 当社は、1のタイプ2に係るインターネット接続機能につき1の特定装置接続機能を提供します。			
インターネットアクセス利用機能I	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して、イーサネット通信網契約者によりあらかじめ指定された者が、そのイーサネット通信網契約者の属する契約者回線群に係る特定の契約者回線等と通信を行う機能（次欄に定めるインターネットアクセス利用機能Ⅱを除きます。）をいいます。	1の契約者回線群ごとに	品目	経路固定型	
				タイプ1	タイプ2
			128Kb/s	60,000円 (税込 63,000円)	48,000円 (税込 50,400円)
			256Kb/s	90,000円 (税込 94,500円)	72,000円 (税込 75,600円)
			512Kb/s	120,000円 (税込 126,000円)	96,000円 (税込 100,800円)
			1Mb/s	172,000円 (税込 180,600円)	138,000円 (税込 144,900円)
			2Mb/s	230,000円 (税込 241,500円)	184,000円 (税込 193,200円)
			3Mb/s	264,000円 (税込 277,200円)	207,000円 (税込 217,350円)
			4Mb/s	299,000円 (税込 313,950円)	230,000円 (税込 241,500円)
			5Mb/s	333,000円 (税込 349,650円)	253,000円 (税込 265,650円)
			6Mb/s	368,000円 (税込 386,400円)	276,000円 (税込 289,800円)
			7Mb/s	437,000円 (税込 458,850円)	333,000円 (税込 349,650円)
			8Mb/s	506,000円 (税込 531,300円)	391,000円 (税込 410,550円)
			9Mb/s	575,000円 (税込 603,750円)	448,000円 (税込 470,400円)
			10Mb/s	644,000円 (税込 676,200円)	506,000円 (税込 531,300円)
			15Mb/s	874,000円 (税込 917,700円)	707,000円 (税込 742,350円)
			20Mb/s	1,104,000円 (税込 1,159,200円)	908,000円 (税込 953,400円)
			25Mb/s	1,334,000円 (税込 1,400,700円)	1,109,000円 (税込 1,164,450円)
			30Mb/s	1,564,000円 (税込 1,642,200円)	1,311,000円 (税込 1,376,550円)
			35Mb/s	1,794,000円 (税込 1,883,700円)	1,512,000円 (税込 1,587,600円)
			40Mb/s	2,024,000円 (税込 2,125,200円)	1,713,000円 (税込 1,798,650円)
			品目	経路選択型	
				タイプ1	タイプ2
			128Kb/s	96,000円 (税込 100,800円)	87,000円 (税込 91,350円)
			256Kb/s	126,000円 (税込 132,300円)	116,000円 (税込 121,800円)
512Kb/s	132,000円 (税込 138,600円)	125,000円 (税込 131,250円)			

1Mb/s	190,000円 (税込 199,500円)	152,000円 (税込 159,600円)
2Mb/s	253,000円 (税込 265,650円)	203,000円 (税込 213,150円)
3Mb/s	291,000円 (税込 305,550円)	228,000円 (税込 239,400円)
4Mb/s	329,000円 (税込 345,450円)	253,000円 (税込 265,650円)
5Mb/s	367,000円 (税込 385,350円)	279,000円 (税込 292,950円)
6Mb/s	405,000円 (税込 425,250円)	304,000円 (税込 319,200円)
7Mb/s	481,000円 (税込 505,050円)	367,000円 (税込 385,350円)
8Mb/s	557,000円 (税込 584,850円)	431,000円 (税込 452,550円)
9Mb/s	633,000円 (税込 664,650円)	494,000円 (税込 518,700円)
10Mb/s	709,000円 (税込 744,450円)	557,000円 (税込 584,850円)
15Mb/s	918,000円 (税込 963,900円)	743,000円 (税込 780,150円)
20Mb/s	1,160,000円 (税込 1,218,000円)	954,000円 (税込 1,001,700円)
25Mb/s	1,401,000円 (税込 1,471,050円)	1,165,000円 (税込 1,223,250円)
30Mb/s	1,643,000円 (税込 1,725,150円)	1,377,000円 (税込 1,445,850円)
35Mb/s	1,884,000円 (税込 1,978,200円)	1,588,000円 (税込 1,667,400円)
40Mb/s	2,126,000円 (税込 2,232,300円)	1,799,000円 (税込 1,888,950円)

- (1) 当社は、回線群代表者であるイーサネット通信網契約者（臨時イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、このインターネットアクセス利用機能 I を提供します。
- (2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。
ただし、その契約者回線群が、第3種イーサネット通信網サービスに係る契約者回線等で構成される場合においては、県内ゾーン間中継伝送が必要となります。
- (3) 当社は、料金額を適用するにあたり、接続する符号伝送速度に応じた品目並び通信及び設備の態様による細目を定めます。
- (4) (3)の場合において、通信及び設備の態様による細目は、次のとおりとします。

ア 通信の態様に係るもの

区別	内 容
タイプ 1	利用者識別符号（あらかじめ指定した相互に通信を行うための英字又は数字の組合せであって、当社がイーサネット通信網契約者に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用するもの
タイプ 2	利用者識別符号を利用しないもの

イ 設備の態様に係るもの

区別	内 容
経路固定型	経路選択型以外のもの
経路選択型	当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの

備

考

- (5) 当社は、インターネットアクセス利用機能Ⅰについて、その機能に係る部分に限り、第 81 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表 1 欄に規定する時間を「24 時間」として取り扱います。
- (6) 削除

インターネットアクセス利用機能Ⅱ	別に定めるインターネット接続事業者に係る電気通信回線設備を介して、インターネット通信網契約者によりあらかじめ指定された者（この機能を利用するために、当社が別に定める端末設備を設置する者を除きます。）が、そのインターネット通信網契約者の属する契約者回線群に係る特定の契約者回線等と通信を行う機能をいいます。	1 の契約者回線群ごとに	品目	経路固定型	
				タイプ 1	タイプ 2
			256Kb/s	55,000 円 (税込 57,750 円)	45,000 円 (税込 47,250 円)
			512Kb/s	75,000 円 (税込 78,750 円)	65,000 円 (税込 68,250 円)
			1Mb/s	110,000 円 (税込 115,500 円)	100,000 円 (税込 105,000 円)
			2Mb/s	130,000 円 (税込 136,500 円)	120,000 円 (税込 126,000 円)
			3Mb/s	160,000 円 (税込 168,000 円)	150,000 円 (税込 157,500 円)
			4Mb/s	190,000 円 (税込 199,500 円)	180,000 円 (税込 189,000 円)
			5Mb/s	220,000 円 (税込 231,000 円)	210,000 円 (税込 220,500 円)
			6Mb/s	250,000 円 (税込 262,500 円)	240,000 円 (税込 252,000 円)
			7Mb/s	280,000 円 (税込 294,000 円)	270,000 円 (税込 283,500 円)
			8Mb/s	310,000 円 (税込 325,500 円)	290,000 円 (税込 304,500 円)
			9Mb/s	330,000 円 (税込 346,500 円)	310,000 円 (税込 325,500 円)
			10Mb/s	350,000 円 (税込 367,500 円)	330,000 円 (税込 346,500 円)
			品目	経路選択型	
				タイプ 1	タイプ 2
			256Kb/s	80,000 円 (税込 84,000 円)	70,000 円 (税込 73,500 円)
			512Kb/s	100,000 円 (税込 105,000 円)	90,000 円 (税込 94,500 円)
			1Mb/s	125,000 円 (税込 131,250 円)	115,000 円 (税込 120,750 円)
			2Mb/s	160,000 円 (税込 168,000 円)	150,000 円 (税込 157,500 円)
			3Mb/s	195,000 円 (税込 204,750 円)	180,000 円 (税込 189,000 円)
			4Mb/s	230,000 円 (税込 241,500 円)	210,000 円 (税込 220,500 円)
			5Mb/s	265,000 円 (税込 278,250 円)	240,000 円 (税込 252,000 円)
			6Mb/s	300,000 円 (税込 315,000 円)	270,000 円 (税込 283,500 円)
7Mb/s	330,000 円 (税込 346,500 円)	300,000 円 (税込 315,000 円)			
8Mb/s	360,000 円 (税込 378,000 円)	330,000 円 (税込 346,500 円)			

30Mb/s	610,000 円 (640,500 円)	645,000 円 (677,250 円)
40Mb/s	770,000 円 (808,500 円)	810,000 円 (850,500 円)
50Mb/s	930,000 円 (976,500 円)	980,000 円 (1,029,000 円)
60Mb/s	1,050,000 円 (1,102,500 円)	1,105,000 円 (1,160,250 円)
70Mb/s	1,170,000 円 (1,228,500 円)	1,230,000 円 (1,291,500 円)
80Mb/s	1,280,000 円 (1,344,000 円)	1,345,000 円 (1,412,250 円)
90Mb/s	1,400,000 円 (1,470,000 円)	1,470,000 円 (1,543,500 円)
100Mb/s	1,520,000 円 (1,596,000 円)	1,600,000 円 (1,680,000 円)
200Mb/s	2,650,000 円 (2,782,500 円)	2,785,000 円 (2,924,250 円)
300Mb/s	3,750,000 円 (3,937,500 円)	3,940,000 円 (4,137,000 円)
400Mb/s	5,000,000 円 (5,250,000 円)	5,250,000 円 (5,512,500 円)
500Mb/s	6,250,000 円 (6,562,500 円)	6,500,000 円 (6,825,000 円)
600Mb/s	7,000,000 円 (7,350,000 円)	7,300,000 円 (7,665,000 円)
700Mb/s	7,750,000 円 (8,137,500 円)	8,100,000 円 (8,505,000 円)
800Mb/s	8,500,000 円 (8,925,000 円)	8,800,000 円 (9,240,000 円)
900Mb/s	9,250,000 円 (9,712,500 円)	9,500,000 円 (9,975,000 円)
1Gb/s	10,000,000 円 (10,500,000 円)	10,100,000 円 (10,605,000 円)

1 の I P 通信
網相当回線ご
とに

(1) 東日本電信電話株式会社に係るもの				
I P 通 信 網 相 当 回	品目及び細目	集約型 上段: 税抜価額 (下段: 税込価額)	都道府県型 上段: 税抜価額 (下段: 税込価額)	
	10Mb/s	311,000 円 (326,550 円)	91,000 円 (95,550 円)	
	100Mb/s	1,820,000 円 (1,911,000 円)	840,000 円 (882,000 円)	
	1Gb/s	100 Mb/s	1,710,000 円 (1,795,500 円)	730,000 円 (766,500 円)
		200 Mb/s	2,056,000 円 (2,158,800 円)	776,000 円 (814,800 円)
		300 Mb/s	2,402,000 円 (2,522,100 円)	822,000 円 (863,100 円)
		400 Mb/s	2,748,000 円 (2,885,400 円)	868,000 円 (911,400 円)
500 Mb/s		3,094,000 円 (3,248,700 円)	914,000 円 (959,700 円)	

線 に 係 る 加 算 額	600 Mb/s	3,440,000 円 (3,612,000 円)	960,000 円 (1,008,000 円)	
	700 Mb/s	3,786,000 円 (3,975,300 円)	1,006,000 円 (1,056,300 円)	
	800 Mb/s	4,132,000 円 (4,338,600 円)	1,052,000 円 (1,104,600 円)	
	900 Mb/s	4,478,000 円 (4,701,900 円)	1,098,000 円 (1,152,900 円)	
	1Gb/s	4,824,000 円 (5,065,200 円)	1,144,000 円 (1,201,200 円)	
	(2) 西日本電信電話株式会社に係るもの			
	品目及び細目	集約型 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	都道府県型 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	
	10Mb/s	311,000 円 (326,550 円)	91,000 円 (95,550 円)	
	100Mb/s	1,530,000 円 (1,606,500 円)	550,000 円 (577,500 円)	
	1Gb/s	100 Mb/s	1,530,000 円 (1,606,500 円)	550,000 円 (577,500 円)
		200 Mb/s	2,590,000 円 (2,719,500 円)	630,000 円 (661,500 円)
		300 Mb/s	3,650,000 円 (3,832,500 円)	710,000 円 (745,500 円)
		400 Mb/s	4,710,000 円 (4,945,500 円)	790,000 円 (829,500 円)
		500 Mb/s	5,770,000 円 (6,058,500 円)	870,000 円 (913,500 円)
		600 Mb/s	6,830,000 円 (7,171,500 円)	950,000 円 (997,500 円)
		700 Mb/s	7,890,000 円 (8,284,500 円)	1,030,000 円 (1,081,500 円)
		800 Mb/s	8,950,000 円 (9,397,500 円)	1,110,000 円 (1,165,500 円)
		900 Mb/s	10,010,000 円 (10,510,500 円)	1,190,000 円 (1,249,500 円)
		1Gb/s	11,070,000 円 (11,623,500 円)	1,270,000 円 (1,333,500 円)
	備	<p>(1) 当社は、回線群代表者であるイーサネット通信網契約者（臨時イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この I P 通信網利用機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。</p> <p>ただし、その契約者回線群が、第3種イーサネット通信網サービスに係る契約者回線等で構成される場合においては、県内ゾーン間中継伝送が必要となります。</p> <p>(3) この機能を利用するイーサネット通信網契約者は、付加機能使用料として、基本額及び(6)に定める I P 通信網相当回線に係る加算額の支払いを要します。</p> <p>(4) 当社は、基本額を適用するにあたり、その接続する符号伝送速度に応じた品目及び設備の態様による細目を定めます。</p>		

(5) (4)において、設備の態様による細目は、次のとおりとします。

区別	内 容
経路固定型	経路選択型以外のもの
経路選択型	当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの

(6) この機能を提供するにあたり、イーサネット通信網サービス契約者は、次に定める電気通信回線を要するものし、とします。

I P 通信網相当回線	日本電信電話株式会社等の I P 通信網サービスのうち、メニュー 2-3 に係るものを利用する電気通信回線をいいます。
-------------	---

(7) (6)に定める I P 通信網相当回線には、次に定める品目及び通信の区域又は伝送速度に係る細目があります。

ア I P 通信網相当回線に係る品目

区別	内 容
10Mb/s	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最大1000.0メガビット秒の符号伝送が可能なもの

イ I P 通信網相当回線に係る細目

(ア) 通信の区域に係る細目

区別	内 容
集約型	都道府県型以外のもの
都道府県型	別に定める都道府県単位に利用可能なもの

(イ) 伝送速度に係る細目 (1Gb/s の品目に係るものに限ります。)

区別	内 容
100Mb/s	100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1000.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

考 (8) この機能には、最低利用期間があります。

(9) (8)の最低利用期間は、この機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。

(10) この機能に係るイーサネット通信網契約者は、最低利用期間内にこの機能の廃止があった場合は、付加機能使用料（基本額及び I P 通信網相当回線に係る加算額をいいます。以下この欄において同じとします。）に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(11) この機能に係るイーサネット通信網契約者は、最低利用期間内にこの機能に係る品目又は細目の変更があった場合は、その変更について変更前の付加機能使用料に係る料金額から変更後の同料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(12) 当社は、I P 通信網利用機能について、その機能に係る部分に限り、第 81 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表 1 欄に規定する時間を「24時間」として取り扱います。

(13) 品目又は細目の変更等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

特 定	特定サービス（I P セン トレックスサービス契約 約款に規定する I P セン トレックスサービスとし	1 の契約者回線 群ごとに	経路固定型	経路選択型
			120,000円 (税込126,000円)	150,000円 (税込157,500円)

サービス 接続 機能	ます。以下同じとします。) に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。							
	<p>(1) 当社は、回線群代表者であるイーサネット通信網契約者（臨時イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定サービス接続機能を提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。 ただし、その契約者回線群が、第3種イーサネット通信網サービスに係る契約者回線等で構成される場合においては、県内ゾーン間中継伝送が必要となります。</p> <p>(3) 当社は、料金額を適用するにあたり、設備の態様による細目を定めます。</p> <p>(4) (3)において、設備の対応による細目は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経路固定型</td> <td>経路選択型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>経路選択型</td> <td>当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 当社は、特定サービス接続機能について、その機能に係る部分に限り、第81条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表1欄に規定する時間を「24時間」として取り扱います。</p>	区別	内 容	経路固定型	経路選択型以外のもの	経路選択型	当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの	
区別	内 容							
経路固定型	経路選択型以外のもの							
経路選択型	当社が別に定める方法により、通信の動的な経路選択を可能とするもの							

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年6月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 20 日から実施します。
(接続契約者回線を使用する第 4 種イーサネット通信網契約の経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスに係る接続契約者回線を利用する第 4 種イーサネット通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供する第 4 種イーサネット通信網サービスの接続契約者回線のうち、イーサ伝送相当回線に係るものを利用する第 4 種イーサネット通信網契約者に移行したものとみなします。
(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 15 日から実施します。
(旧イーサネット通信網契約に係る経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款第 1 条 (約款の適用) 第 2 項の規定により、当社が締結している第 1 種イーサネット通信網契約、第 2 種イーサネット通信網契約及び第 3 種イーサネット通信網契約 (以下この附則において「旧イーサネット通信網契約」といいます。) は、この改正規定実施の日以降の別に定める日 (以下この附則において「当社指定日」といいます。) において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した第 4 種イーサネット通信網契約に移行したものとみなします。
ただし、当社が別に定める場合又はイーサネット通信網契約者から申出がある場合においては、この限りではありません。
- 3 附則 2 において、移行後の第 4 種イーサネット通信網契約において使用する契約者回線等並びに料金表第 1 表第 1 類 (定額利用料) に定める各契約者回線等の区分及び品目等については、移行前の旧イーサネット通信網契約に係るものと同じとします。
ただし、特定他社接続回線の区分のうち、料金表第 1 表第 1 類 (定額利用料) に定めるイーサネット相当回線を使用するものについては、クラス 1 に係るイーサネット相当回線を使用するものに移行するものとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結している次のイーサネット通信網サービスに係る旧イーサネット通信網契約については、当社指定日までの間、なお従前のおりとしします。

第 1 種イーサネット通信網サービス	第 1 種契約者回線等 (契約者回線等のうち、別に定める特定他社接続回線又は端末回線をいいます。以下同じとします。) を使用して行うイーサネット通信網サービス
第 2 種イーサネット通信網サービス	特定のゾーンにおいて、第 2 種契約者回線等 (契約者回線等のうち、別に定める特定他社接続回線、端末回線、接続契約者回線又は契約者回線をいいます。以下同じとします。) を使用して行うイーサネット通信網サービス
第 3 種イーサネット通信網サービス	特定の県内ゾーンにおいて、第 3 種契約者回線等 (契約者回線等のうち、別に定める特定他社接続回線又は端末回線をいいます。以下同じとします。) を使用して行うイーサネット通信網サービス

(旧イーサネット通信網契約の最低利用期間に係る経過措置)

- 5 附則 2 の場合において、旧イーサネット通信網契約に係る契約者回線等については、改正後のこの約款の規定による最低利用期間の適用を受けるものとし、その期間は、旧イーサネット通信網契約の規定に基づいて、当社がその契約者回線等の提供を開始した日から起算するものとします。
(第 4 種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類の適用に係る経過措置)
- 6 当社は、旧イーサネット通信網契約者 (この改正規定実施の際現に、改正前の約款第 1 条 (約款の適用) 第 2 項の規定により、当社が提供している第 1 種イーサネット通信網サービス、第 2 種イーサネット通信網サービス及び第 3 種イーサネット通信網サービス (以下この附則において「旧イーサネット通信網サービス」といいます。) に係るイーサネット通信網契約者をいいます。) が改正後のこの約款により第 4 種イーサネット通信網サービスの提供を受ける場合に、その第 4 種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類を旧イーサネット通信網サービスの契約者回線群の構成に応じて指定するものとします。
(旧イーサネット通信網サービスの料金の適用に係る経過措置)
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の約款第 1 条 (約款の適用) 第 2 項の規定により、当社が提供している旧イーサネット通信網サービスに係る長期継続利用に係る料金の適用又は大容量利用に係る料金の適用を受けるイーサネット通信網契約者は、当社指定日において、改正後のこの約款に規定する第 4 種イーサネット通信網サービスに係る長期継続利用に係る料金の適用又は大容量利用に係る料金の適用を受けるものに移行するものとします。

この場合において、長期継続利用に係る料金の適用の長期継続利用期間は、旧イーサネット通信網サービスについて当該料金の適用を受けた日から起算するものとします。

(旧イーサネット通信網サービスの付加機能に係る経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の約款第1条(約款の適用)第2項の規定により、当社が提供している旧イーサネット通信網サービスに係る次表左欄の付加機能の適用を受けるイーサネット通信網契約者は、当社指定日において、改正後のこの約款に規定する右欄の付加機能の適用を受けるものに移行するものとします。

通信制御機能 I	通信制御機能 II
----------	-----------

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している旧イーサネット通信網サービスに係る料金その他の取扱いについては、当社指定日までの間において、次に掲げるものを除いてなお従前のおりとしします。

- (1) 第1種イーサネット通信網サービス(臨時第1種イーサネット通信網契約に係るものを除きます。)の料金額

- (1)-1 基本額

- (ア) 基本料

- a 特定他社接続回線に係るもの

- ① 高速デジタル伝送相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額(月額)
128Kb/s	46,000円(税込48,300円)
512Kb/s	130,000円(税込136,500円)
1.5Mb/s	230,000円(税込241,500円)

- ② ATM専用相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額(月額)					
	エリア1 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	エリア2 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	エリア3 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	エリア4 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	エリア5 上段:税抜価額 (下段:税込価額)	エリア6 上段:税抜価額 (下段:税込価額)
0.5Mb/s	258,000円 (270,900円)	271,000円 (284,550円)	274,000円 (287,700円)	283,000円 (297,150円)	307,000円 (322,350円)	397,000円 (416,850円)
1Mb/s	279,000円 (292,950円)	305,000円 (320,250円)	311,000円 (326,550円)	329,000円 (345,450円)	377,000円 (395,850円)	557,000円 (584,850円)
2Mb/s	321,000円 (337,050円)	371,000円 (389,550円)	383,000円 (402,150円)	419,000円 (439,950円)	515,000円 (540,750円)	875,000円 (918,750円)
3Mb/s	350,000円 (367,500円)	422,000円 (443,100円)	439,000円 (460,950円)	490,000円 (514,500円)	626,000円 (657,300円)	1,136,000円 (1,192,800円)
4Mb/s	409,000円 (429,450円)	503,000円 (528,150円)	525,000円 (551,250円)	591,000円 (620,550円)	767,000円 (805,350円)	1,427,000円 (1,498,350円)
5Mb/s	448,000円 (470,400円)	560,000円 (588,000円)	586,000円 (615,300円)	664,000円 (697,200円)	872,000円 (915,600円)	1,652,000円 (1,734,600円)
6Mb/s	478,000円 (501,900円)	607,000円 (637,350円)	636,000円 (667,800円)	723,000円 (759,150円)	955,000円 (1,002,750円)	1,825,000円 (1,916,250円)
7Mb/s	534,000円 (560,700円)	675,000円 (708,750円)	707,000円 (742,350円)	803,000円 (843,150円)	1,059,000円 (1,111,950円)	2,019,000円 (2,119,950円)
8Mb/s	578,000円 (606,900円)	731,000円 (767,550円)	766,000円 (804,300円)	871,000円 (914,550円)	1,151,000円 (1,208,550円)	2,201,000円 (2,311,050円)
9Mb/s	618,000円 (648,900円)	783,000円 (822,150円)	821,000円 (862,050円)	935,000円 (981,750円)	1,239,000円 (1,300,950円)	2,379,000円 (2,497,950円)
10Mb/s	659,000円 (691,950円)	834,000円 (875,700円)	875,000円 (918,750円)	998,000円 (1,047,900円)	1,326,000円 (1,392,300円)	2,556,000円 (2,683,800円)
12Mb/s	701,000円 (736,050円)	900,000円 (945,000円)	947,000円 (994,350円)	1,088,000円 (1,142,400円)	1,464,000円 (1,537,200円)	2,874,000円 (3,017,700円)

20Mb/s	868,000円 (911,400円)	1,163,000円 (1,221,150円)	1,234,000円 (1,295,700円)	1,447,000円 (1,519,350円)	2,015,000円 (2,115,750円)	4,145,000円 (4,352,250円)
30Mb/s	1,049,000円 (1,101,450円)	1,464,000円 (1,537,200円)	1,565,000円 (1,643,250円)	1,868,000円 (1,961,400円)	2,676,000円 (2,809,800円)	5,706,000円 (5,991,300円)
40Mb/s	1,221,000円 (1,282,050円)	1,756,000円 (1,843,800円)	1,887,000円 (1,981,350円)	2,280,000円 (2,394,000円)	3,328,000円 (3,494,400円)	7,258,000円 (7,620,900円)
50Mb/s	1,440,000円 (1,512,000円)	2,060,000円 (2,163,000円)	2,209,000円 (2,319,450円)	2,656,000円 (2,788,800円)	3,848,000円 (4,040,400円)	8,318,000円 (8,733,900円)
60Mb/s	1,500,000円 (1,575,000円)	2,160,000円 (2,268,000円)	2,319,000円 (2,434,950円)	2,796,000円 (2,935,800円)	4,068,000円 (4,271,400円)	8,838,000円 (9,279,900円)
70Mb/s	1,550,000円 (1,627,500円)	2,250,000円 (2,362,500円)	2,419,000円 (2,539,950円)	2,926,000円 (3,072,300円)	4,278,000円 (4,491,900円)	9,348,000円 (9,815,400円)
80Mb/s	1,600,000円 (1,680,000円)	2,340,000円 (2,457,000円)	2,519,000円 (2,644,950円)	3,056,000円 (3,208,800円)	4,488,000円 (4,712,400円)	9,858,000円 (10,350,900円)
90Mb/s	1,650,000円 (1,732,500円)	2,430,000円 (2,551,500円)	2,619,000円 (2,749,950円)	3,186,000円 (3,345,300円)	4,698,000円 (4,932,900円)	10,368,000円 (10,886,400円)
100Mb/s	1,700,000円 (1,785,000円)	2,520,000円 (2,646,000円)	2,719,000円 (2,854,950円)	3,316,000円 (3,481,800円)	4,908,000円 (5,153,400円)	10,878,000円 (11,421,900円)
120Mb/s	1,800,000円 (1,890,000円)	2,700,000円 (2,835,000円)	2,919,000円 (3,064,950円)	3,576,000円 (3,754,800円)	5,328,000円 (5,594,400円)	11,898,000円 (12,492,900円)
備考 改正前の料金表に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、0.5Mb/sから40Mb/sの品目について、この表の各区分の料金額に68,000円(税込71,400円)を加算するものとします。						

③ DSL伝送相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	通常クラスのもの	プレミアムクラスのもの
12Mb/s	44,000円(税込46,200円)	66,000円(税込69,300円)

④ 光伝送相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
2Mb/s	50,000円(税込52,500円)
10Mb/s	70,000円(税込73,500円)

⑤ データ伝送相当回線に係るもの

⑤-1 クラス1に係るデータ伝送相当回線のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	63,900円(税込67,095円)
1Mb/s	104,800円(税込110,040円)
2Mb/s	168,800円(税込177,240円)

⑤-2 クラス2に係るデータ伝送相当回線のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目		料金額 (月額)
上限伝送速度	最低伝送速度	
0.5Mb/s	0.1Mb/s	46,100円(税込48,405円)

0.5Mb/s	0.3Mb/s	54,700円 (税込57,435円)
1Mb/s	0.1Mb/s	51,800円 (税込54,390円)
1Mb/s	0.5Mb/s	67,500円 (税込70,875円)
2Mb/s	0.2Mb/s	80,300円 (税込84,315円)
2Mb/s	1.0Mb/s	110,000円 (税込115,500円)
3Mb/s	0.3Mb/s	90,900円 (税込95,445円)
3Mb/s	1.5Mb/s	143,200円 (税込150,360円)
4Mb/s	0.4Mb/s	99,500円 (税込104,475円)
4Mb/s	2.0Mb/s	176,400円 (税込185,220円)
5Mb/s	0.5Mb/s	108,600円 (税込114,030円)
5Mb/s	2.5Mb/s	207,800円 (税込218,190円)
6Mb/s	0.6Mb/s	116,800円 (税込122,640円)
6Mb/s	3.0Mb/s	239,200円 (税込251,160円)
7Mb/s	0.7Mb/s	125,500円 (税込131,775円)
7Mb/s	3.5Mb/s	268,300円 (税込281,715円)
8Mb/s	0.8Mb/s	134,100円 (税込140,805円)
8Mb/s	4.0Mb/s	294,500円 (税込309,225円)
9Mb/s	0.9Mb/s	142,700円 (税込149,835円)
9Mb/s	4.5Mb/s	319,500円 (税込335,475円)
10Mb/s	1.0Mb/s	152,200円 (税込159,810円)
10Mb/s	5.0Mb/s	344,600円 (税込361,830円)

b 端末回線に係るもの

① 高速デジタル伝送相当回線に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	44,000円 (税込46,200円)
512Kb/s	124,000円 (税込130,200円)
1.5Mb/s	219,000円 (税込229,950円)

② ATM専用相当回線に係るもの

1の端末回線ごとに

品目	料金額(月額)
0.5 Mb/s	245,000円(税込257,250円)
1 Mb/s	265,000円(税込278,250円)
2 Mb/s	305,000円(税込320,250円)
3 Mb/s	333,000円(税込349,650円)
4 Mb/s	389,000円(税込408,450円)
5 Mb/s	426,000円(税込447,300円)
6 Mb/s	454,000円(税込476,700円)
7 Mb/s	507,000円(税込532,350円)
8 Mb/s	549,000円(税込576,450円)
9 Mb/s	587,000円(税込616,350円)
10 Mb/s	626,000円(税込657,300円)
12 Mb/s	666,000円(税込699,300円)
20 Mb/s	825,000円(税込866,250円)
30 Mb/s	997,000円(税込1,046,850円)
40 Mb/s	1,160,000円(税込1,218,000円)
50 Mb/s	1,368,000円(税込1,436,400円)
60 Mb/s	1,425,000円(税込1,496,250円)
70 Mb/s	1,473,000円(税込1,546,650円)
80 Mb/s	1,520,000円(税込1,596,000円)
90 Mb/s	1,568,000円(税込1,646,400円)
100 Mb/s	1,615,000円(税込1,695,750円)
120 Mb/s	1,710,000円(税込1,795,500円)

(1)-2 加算額

種別	単位	区分	料金額(月額)	
(ア) 区域外線路			別に算定する実費	
(イ) 回線接続装置 : 取扱局伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有するもの	回線接続装置 I型の場合	1台ごとに 512Kb/s又は1.5Mb/s用のもの	19,000円 (税込19,950円)	
(ロ) データ伝送装置 : 取扱局伝送設備との間で信号の送受及び変換を行うものであって、イーサネット通信網サービス契約者の自営電気通信設備との間に特定のインタフェースを有するもの。以下同じとします。	a 高速デジタル伝送相当回線に係るもの	データ伝送装置 I型の場合	1台ごとに 128Kb/s用のもの	3,000円 (税込3,150円)
		データ伝送装置 IV型の場合	1台ごとに 512Kb/s又は1.5Mb/s用のもの	7,000円 (税込7,350円)
	b ATM専用相当回線に係るもの	データ伝送装置 V型の場合	1台ごとに	20,000円 (税込21,000円)

(エ) データ伝送装置制御機能	1 の特定他社接続回線ごとに	3,000円 (税込3,150円)
-----------------	----------------	----------------------

(2) 第2種イーサネット通信網サービス（臨時第2種イーサネット通信網契約に係るものを除きます。）の料金額

(2)-1 基本額

(7) 基本料

a 特定他社接続回線に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0.5Mb/s	69,000円（税込72,450円）
1Mb/s	77,000円（税込80,850円）
2Mb/s	113,000円（税込118,650円）
3Mb/s	137,000円（税込143,850円）
4Mb/s	156,000円（税込163,800円）
5Mb/s	175,000円（税込183,750円）
10Mb/s	196,000円（税込205,800円）
100Mb/s	486,000円（税込510,300円）
1Gb/s	3,210,000円（税込3,370,500円）

b 端末回線に係るもの

1 の端末回線ごとに

品 目	料金額（月額）
10Mb/s	196,000円（税込205,800円）
100Mb/s	486,000円（税込510,300円）
1Gb/s	3,210,000円（税込3,370,500円）

c 接続契約者回線に係るもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額（月額）
0.5Mb/s	24,000円（税込25,200円）
1Mb/s	25,000円（税込26,250円）
2Mb/s	50,000円（税込52,500円）
3Mb/s	60,000円（税込63,000円）
4Mb/s	65,000円（税込68,250円）
5Mb/s	70,000円（税込73,500円）
10Mb/s	80,000円（税込84,000円）
20Mb/s	99,000円（税込103,950円）
30Mb/s	118,000円（税込123,900円）
40Mb/s	136,000円（税込142,800円）
50Mb/s	150,000円（税込157,500円）
100Mb/s	250,000円（税込262,500円）
200Mb/s	650,000円（税込682,500円）
300Mb/s	700,000円（税込735,000円）
400Mb/s	950,000円（税込997,500円）

500Mb/s	1,200,000円 (税込1,260,000円)
1Gb/s	2,500,000円 (税込2,625,000円)

d 契約者回線に係るもの

1の契約者回線ごとに

品目	料金額 (月額)
10Mb/s	80,000円 (税込84,000円)
100Mb/s	250,000円 (税込262,500円)
1Gb/s	2,500,000円 (税込2,625,000円)

(2)-2 加算額

種別	単位	区分	料金額 (月額)	
(7) 区域外線路			別に算定する実費	
(4) データ伝送装置	データ伝送装置 X型の場合	1台ごとに	0.5Mb/s、 1Mb/s~5Mb/s (1Mb/s 毎)、 10Mb/s 又は 100Mb/s 用のもの	4,000円 (税込4,200円)
	データ伝送装置 XI型の場合	1台ごとに	1Gb/s 用のもの	40,000円 (税込42,000円)

(3) 第3種イーサネット通信網サービス (臨時第3種イーサネット通信網契約に係るものを除きます。)の料金額

(3)-1 基本額

(7) 基本料

a 特定他社接続回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	35,000円 (税込36,750円)
1Mb/s	50,000円 (税込52,500円)
2Mb/s	57,000円 (税込59,850円)
3Mb/s	62,000円 (税込65,100円)
4Mb/s	72,000円 (税込75,600円)
5Mb/s	82,000円 (税込86,100円)
10Mb/s	92,000円 (税込96,600円)
100Mb/s	132,000円 (税込138,600円)
1Gb/s	452,000円 (税込474,600円)

b 端末回線に係るもの

1の端末回線ごとに

品目	料金額 (月額)
10Mb/s	92,000円 (税込96,600円)
100Mb/s	132,000円 (税込138,600円)
1Gb/s	452,000円 (税込474,600円)

(3) - 2 加算額

種 別	単 位	区 分	料金額 (月額)	
(ア) 区域外線路			別に算定する実費	
(イ) データ伝送装置	データ伝送装置 X型の場合	1台ごとに	0.5Mb/s、1Mb/s～ 5Mb/s (1Mb/s 毎)、10Mb/s 又は 100Mb/s 用のもの	4,000円 (税込4,200円)
	データ伝送装置 XI型の場合	1台ごとに	1Gb/s 用のもの	40,000円 (税込42,000円)

(4) 旧イーサネット通信網サービスに係る中継接続料

a サービス間中継伝送に係るもの

1の中継接続ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Mb/s	50,000円 (税込52,500円)
100Mb/s	250,000円 (税込262,500円)
300Mb/s	750,000円 (税込787,500円)
600Mb/s	1,500,000円 (税込1,575,000円)
1Gb/s	2,500,000円 (税込2,625,000円)

b サービス間中継伝送IIに係るもの

1の中継接続ごとに

品 目	料金額 (月額)
10Mb/s	20,000円 (税込21,000円)
100Mb/s	100,000円 (税込105,000円)

c ゾーン間中継伝送に係るもの

1の中継接続ごとに

品 目	料金額 (月額)
1Mb/s	55,000円 (税込57,750円)
2Mb/s	60,000円 (税込63,000円)
3Mb/s	65,000円 (税込68,250円)
4Mb/s	70,000円 (税込73,500円)
5Mb/s	75,000円 (税込78,750円)
6Mb/s	80,000円 (税込84,000円)
7Mb/s	85,000円 (税込89,250円)
8Mb/s	90,000円 (税込94,500円)
9Mb/s	95,000円 (税込99,750円)
10Mb/s	100,000円 (税込105,000円)
12Mb/s	120,000円 (税込126,000円)
14Mb/s	140,000円 (税込147,000円)
16Mb/s	160,000円 (税込168,000円)
18Mb/s	180,000円 (税込189,000円)
20Mb/s	200,000円 (税込210,000円)

30Mb/s	300,000円(税込315,000円)
40Mb/s	400,000円(税込420,000円)
50Mb/s	460,000円(税込483,000円)
60Mb/s	520,000円(税込546,000円)
70Mb/s	580,000円(税込609,000円)
80Mb/s	640,000円(税込672,000円)
90Mb/s	700,000円(税込735,000円)
100Mb/s	750,000円(税込787,500円)
300Mb/s	2,250,000円(税込2,362,500円)
600Mb/s	4,500,000円(税込4,725,000円)
1Gb/s	7,500,000円(税込7,875,000円)

d 県内ゾーン間中継伝送に係るもの

1の中継接続ごとに

品目	料金額(月額)
10Mb/s	104,000円(税込109,200円)
100Mb/s	354,000円(税込371,700円)
1Gb/s	2,758,000円(税込2,895,900円)

(経過措置)

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 11 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年6月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年1月25日から実施します。

(回線群多重機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線群多重機能を利用するイーサネット通信網サービスについては、この改正規定実施の日において、改正後の料金表の規定により提供する回線群多重機能Iに係るものに移行したものとみなします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 12 日から実施します。
(旧イーサネット通信網契約の当社指定日に係る経過措置)
- 2 当社は、平成 21 年 6 月 15 日実施 (J09007755) の附則に定める「当社指定日」を平成 22 年 12 月 31 日までのいずれかの日とします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。
(旧デジタルデータ契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、デジタルデータサービス契約約款 (日本テレコム I D C 株式会社との合併により、平成 17 年 7 月 1 日から当社が定めるものをいいます。以下同じとします。) の平成 18 年 6 月 1 日実施 (J06903024) の附則に定めるところにより、当社が締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日以降の別に定める日 (以下この附則において「当社指定日」といいます。) において、それぞれ改正後のこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。
ただし、当社が別に定める場合又は旧デジタルデータ契約者 (同表に定める旧デジタルデータ契約を締結しているものをいいます。) から申出がある場合は、この限りではありません。

旧第 1 種イーサネット型通信サービス (タイプ 1 に限ります。) に係るデジタルデータ契約 (以下この附則において「旧デジタルデータ契約」といいます。)	第 4 種イーサネット通信網サービス (特定他社接続回線に係るものうち料金表に定めるイーサ伝送相当回線のクラス 2 を利用するもの (以下「特定イーサ伝送相当回線」といいます。)) に係る第 4 種イーサネット通信網契約
--	--

(特定イーサ伝送相当回線が所属する契約者回線群に関する経過措置)

- 3 附則 2 において、移行後の第 4 種イーサネット通信網契約に係る第 4 種イーサネット通信網契約者は、当該契約に係る特定イーサ伝送相当回線が所属する契約者回線群を指定するものとします。
この場合に、新たに契約者回線群を設けることとなるときは、当社は、約款第 56 条 (第 4 種イーサネット通信網契約申込の方法) の規定に準じて取り扱います。
(特定イーサ伝送相当回線に係る端末設備の提供に関する経過措置)
- 4 附則 2 において、当社は、移行後の第 4 種イーサネット通信網契約に係る特定イーサ伝送相当回線について、改正後のこの約款に定めるところにより、第 4 種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るものうち、料金表に定めるイーサ伝送相当回線に係る端末設備を提供するものとします。

- (第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類に関する経過措置)
- 5 附則2において、当社は、旧デジタルデータ契約に係る旧第1種イーサネット型通信サービス(タイプ1に限り、以下この附則において「特定第1種イーサネット型通信サービス」といいます。)の契約者回線群の構成に応じて、移行後の第4種イーサネット通信網サービスの提供地域に係る種類を指定するものとします。
(特定イーサネット相当回線の品目に関する経過措置)
 - 6 附則2において、移行後の第4種イーサネット通信網契約に係る特定イーサネット相当回線の品目について、特定第1種イーサネット型通信サービスの加入ポートに係る品目に相当するものを当社が定めるものとします。
(大容量利用に係る料金の適用に関する経過措置)
 - 7 附則2において、当社は、当社指定日より、移行後の第4種イーサネット通信網契約に係る特定イーサネット相当回線について、改正後のこの約款に定める大容量利用に係る料金の適用を行うものとします。
(経過措置)
 - 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年1月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るもの(高速デジタル伝送相当回線又はATM専用相当回線のものであって株式会社ケイ・オプティコムに係るものに限り、)に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るもの(高速デジタル伝送相当回線のものであって東北インテリジェント通信株式会社、KDDI株式会社又は中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの及びATM専用相当回線のものであって北海道総合通信網株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、KDDI株式会社又は中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの(KDDI株式会社に係るものは、旧株式会社パワードコムに係るものとします。)に限り、)に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。
(付加機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定サービス接続機能Ⅱ(第1種データホスティングサービスに係るものに限り、以下この附則において同じとします。)に関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

区 分		単 位	料 金 額 (月 額)
特 定 サ ー ビ ス 接 続 機 能 II	特定サービス（データホスティングサービス契約約款に規定する第1種データホスティングサービスのタイプ1に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能をいいます。	1の契約者回線群ごとに	—
	備 考	<p>(1) 当社は、回線群代表者である第4種イーサネット通信網契約者（臨時第4種イーサネット通信網契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から請求があったときに限り、この特定サービス接続機能IIを提供します。</p> <p>(2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する契約者回線等に係る全てのイーサネット通信網契約者は、この機能を利用することができます。 ただし、その契約者回線群の構成に応じて、中継接続が必要となることがあります。</p> <p>(3) 当社は、特定サービス接続機能IIの付加機能使用料について、特定サービスに係る料金と併せて設定するものとし、その取扱い（第93条（責任の制限）に関する規定を含みます。）についてはデータホスティングサービス契約約款に定めるものとしします。</p>	

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月29日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

（端末回線を使用する第4種イーサネット通信網契約の経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスに係る端末回線のうち、イーサ伝送相当回線に係るものを利用する第4種イーサネット通信網契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供する第4種イーサネット通信網サービスの端末回線のうち、イーサ伝送相当回線であって一般型に係るものを利用する第4種イーサネット通信網契約者に移行したものとみなします。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

（特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうち光伝送相当回線に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除

いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額としします。

ア 基本額

(ア) 特定他社接続回線に係るもの

a 光伝送相当回線に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
2Mb/s	50,000円(税込52,500円)	48,000円(税込50,400円)
10Mb/s	70,000円(税込73,500円)	68,000円(税込71,400円)

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るもの（高速デジタル伝送相当回線又はATM専用相当回線のものであって株式会社エネルギー・コミュニケーションズ又は株式会社STNetに係るものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年8月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 1 月 16 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 15 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るもの（高速デジタル伝送相当回線のものであって北海道総合通信網株式会社、九州通信ネットワーク株式会社又は沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの及び A T M 専用相当回線のものであって九州通信ネットワーク株式会社又は沖縄通信ネットワーク株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から実施します。ただし、論理チャネルに係る電気通信サービスが I P データサービスである第 5 種イーサネット通信網サービスに係る変更については、平成 25 年 8 月 12 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(消費税相当額に関する経過措置)
- 2 平成 16 年 12 月 1 日実施の附則から平成 24 年 1 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 8 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 5 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 10 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
(接続契約者回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスのうち I P 通信網相当回線に係る接続契約者回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 基本額

(ア) 接続契約者回線に係るもの

a I P 通信網相当回線に係るもの

1 の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	全国型	ゾーン型
2 0 M b / s	2 6 , 0 0 0 円(税抜)	2 4 , 0 0 0 円(税抜)

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスのうち DSL 伝送相当回線に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - 料金額については、次に定める額とします。
 - 基本額
 - 特定他社接続回線に係るもの
 - DSL 伝送相当回線に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)			
	通常クラスのもの		プレミアムクラスのもの	
	全国型	ゾーン型	全国型	ゾーン型
1 2 M b / s	4 4, 0 0 0 円 (税抜)	3 7, 0 0 0 円 (税抜)	6 6, 0 0 0 円 (税抜)	6 2, 0 0 0 円 (税抜)

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスのうち、高速デジタル伝送相当回線、ATM 専用相当回線及びデータ伝送相当回線 (ATM データ契約者回線 (特定事業者のデータ伝送サービス契約約款に規定する ATM データ通信網サービスの契約者回線に係る部分をいいます。以下この附則において同じとします。)) に係る部分を除きます。以下この附則 2 において同じとします。) に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。
 - 第 4 種イーサネット通信網サービス (臨時第 4 種イーサネット通信網契約に係るものを除きます。) の料金額については、次に定める額とします。
 - 基本額
 - 基本料
 - 特定他社接続回線に係るもの
 - 高速デジタル伝送相当回線に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
-----	----------

128Kb/s	46,000円(税抜)
512Kb/s	130,000円(税抜)
1.5Mb/s	230,000円(税抜)

b ATM専用相当回線に係るもの

① 全国型に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額(月額)					
	エリア1	エリア2	エリア3	エリア4	エリア5	エリア6
0.5Mb/s	258,000円(税抜)	271,000円(税抜)	274,000円(税抜)	283,000円(税抜)	307,000円(税抜)	397,000円(税抜)
1Mb/s	279,000円(税抜)	305,000円(税抜)	311,000円(税抜)	329,000円(税抜)	377,000円(税抜)	557,000円(税抜)
2Mb/s	321,000円(税抜)	371,000円(税抜)	383,000円(税抜)	419,000円(税抜)	515,000円(税抜)	875,000円(税抜)
3Mb/s	350,000円(税抜)	422,000円(税抜)	439,000円(税抜)	490,000円(税抜)	626,000円(税抜)	1,136,000円(税抜)
4Mb/s	409,000円(税抜)	503,000円(税抜)	525,000円(税抜)	591,000円(税抜)	767,000円(税抜)	1,427,000円(税抜)
5Mb/s	448,000円(税抜)	560,000円(税抜)	586,000円(税抜)	664,000円(税抜)	872,000円(税抜)	1,652,000円(税抜)
6Mb/s	478,000円(税抜)	607,000円(税抜)	636,000円(税抜)	723,000円(税抜)	955,000円(税抜)	1,825,000円(税抜)
7Mb/s	534,000円(税抜)	675,000円(税抜)	707,000円(税抜)	803,000円(税抜)	1,059,000円(税抜)	2,019,000円(税抜)
8Mb/s	578,000円(税抜)	731,000円(税抜)	766,000円(税抜)	871,000円(税抜)	1,151,000円(税抜)	2,201,000円(税抜)
9Mb/s	618,000円(税抜)	783,000円(税抜)	821,000円(税抜)	935,000円(税抜)	1,239,000円(税抜)	2,379,000円(税抜)
10Mb/s	659,000円(税抜)	834,000円(税抜)	875,000円(税抜)	998,000円(税抜)	1,326,000円(税抜)	2,556,000円(税抜)
12Mb/s	701,000円(税抜)	900,000円(税抜)	947,000円(税抜)	1,088,000円(税抜)	1,464,000円(税抜)	2,874,000円(税抜)
20Mb/s	868,000円(税抜)	1,163,000円(税抜)	1,234,000円(税抜)	1,447,000円(税抜)	2,015,000円(税抜)	4,145,000円(税抜)
30Mb/s	1,049,000円(税抜)	1,464,000円(税抜)	1,565,000円(税抜)	1,868,000円(税抜)	2,676,000円(税抜)	5,706,000円(税抜)
40Mb/s	1,221,000円(税抜)	1,756,000円(税抜)	1,887,000円(税抜)	2,280,000円(税抜)	3,328,000円(税抜)	7,258,000円(税抜)
50Mb/s	1,440,000円(税抜)	2,060,000円(税抜)	2,209,000円(税抜)	2,656,000円(税抜)	3,848,000円(税抜)	8,318,000円(税抜)
60Mb/s	1,500,000円(税抜)	2,160,000円(税抜)	2,319,000円(税抜)	2,796,000円(税抜)	4,068,000円(税抜)	8,838,000円(税抜)
70Mb/s	1,550,000円(税抜)	2,250,000円(税抜)	2,419,000円(税抜)	2,926,000円(税抜)	4,278,000円(税抜)	9,348,000円(税抜)
80Mb/s	1,600,000円(税抜)	2,340,000円(税抜)	2,519,000円(税抜)	3,056,000円(税抜)	4,488,000円(税抜)	9,858,000円(税抜)
90Mb/s	1,650,000円(税抜)	2,430,000円(税抜)	2,619,000円(税抜)	3,186,000円(税抜)	4,698,000円(税抜)	10,368,000円(税抜)
100Mb/s	1,700,000円(税抜)	2,520,000円(税抜)	2,719,000円(税抜)	3,316,000円(税抜)	4,908,000円(税抜)	10,878,000円(税抜)
120Mb/s	1,800,000円(税抜)	2,700,000円(税抜)	2,919,000円(税抜)	3,576,000円(税抜)	5,328,000円(税抜)	11,898,000円(税抜)

備考

- 1 料金額は、加入料金区域（特定他社接続回線の終端（特定事業者の契約約款に規定する終端をいい、相互接続点に係るものを除きます。以下同じとします。）が所属する単位料金区域ごとに、当社が附則別表に定める区域をいいます。）に基づき適用するものとします。
- 2 改正前の料金表に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、0.5Mb/sから40Mb/sの品目について、この表の各区分の料金額に68,000円(税抜)を加算するものとします。

② ゾーン型に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）					
	エリア1	エリア2	エリア3	エリア4	エリア5	エリア6
0.5Mb/s	210,000円 (税抜)	221,000円 (税抜)	223,000円 (税抜)	230,000円 (税抜)	250,000円 (税抜)	323,000円 (税抜)
1Mb/s	229,000円 (税抜)	250,000円 (税抜)	255,000円 (税抜)	270,000円 (税抜)	309,000円 (税抜)	456,000円 (税抜)
2Mb/s	265,000円 (税抜)	307,000円 (税抜)	317,000円 (税抜)	346,000円 (税抜)	426,000円 (税抜)	723,000円 (税抜)
3Mb/s	291,000円 (税抜)	351,000円 (税抜)	365,000円 (税抜)	407,000円 (税抜)	520,000円 (税抜)	944,000円 (税抜)
4Mb/s	341,000円 (税抜)	420,000円 (税抜)	438,000円 (税抜)	493,000円 (税抜)	640,000円 (税抜)	1,191,000円 (税抜)
5Mb/s	375,000円 (税抜)	469,000円 (税抜)	491,000円 (税抜)	556,000円 (税抜)	730,000円 (税抜)	1,383,000円 (税抜)
6Mb/s	401,000円 (税抜)	509,000円 (税抜)	534,000円 (税抜)	607,000円 (税抜)	802,000円 (税抜)	1,532,000円 (税抜)
7Mb/s	449,000円 (税抜)	568,000円 (税抜)	595,000円 (税抜)	675,000円 (税抜)	891,000円 (税抜)	1,698,000円 (税抜)
8Mb/s	487,000円 (税抜)	616,000円 (税抜)	645,000円 (税抜)	734,000円 (税抜)	970,000円 (税抜)	1,854,000円 (税抜)
9Mb/s	521,000円 (税抜)	660,000円 (税抜)	693,000円 (税抜)	789,000円 (税抜)	1,045,000円 (税抜)	2,007,000円 (税抜)
10Mb/s	556,000円 (税抜)	704,000円 (税抜)	739,000円 (税抜)	843,000円 (税抜)	1,120,000円 (税抜)	2,158,000円 (税抜)
12Mb/s	593,000円 (税抜)	761,000円 (税抜)	801,000円 (税抜)	920,000円 (税抜)	1,239,000円 (税抜)	2,431,000円 (税抜)
20Mb/s	737,000円 (税抜)	988,000円 (税抜)	1,048,000円 (税抜)	1,229,000円 (税抜)	1,712,000円 (税抜)	3,521,000円 (税抜)
30Mb/s	842,000円 (税抜)	1,175,000円 (税抜)	1,256,000円 (税抜)	1,499,000円 (税抜)	2,148,000円 (税抜)	4,579,000円 (税抜)
40Mb/s	993,000円 (税抜)	1,428,000円 (税抜)	1,535,000円 (税抜)	1,855,000円 (税抜)	2,707,000円 (税抜)	5,904,000円 (税抜)
50Mb/s	1,182,000円 (税抜)	1,690,000円 (税抜)	1,813,000円 (税抜)	2,179,000円 (税抜)	3,158,000円 (税抜)	6,826,000円 (税抜)
60Mb/s	1,239,000円 (税抜)	1,784,000円 (税抜)	1,915,000円 (税抜)	2,309,000円 (税抜)	3,359,000円 (税抜)	7,298,000円 (税抜)
70Mb/s	1,286,000円 (税抜)	1,866,000円 (税抜)	2,007,000円 (税抜)	2,427,000円 (税抜)	3,549,000円 (税抜)	7,755,000円 (税抜)
80Mb/s	1,332,000円 (税抜)	1,948,000円 (税抜)	2,097,000円 (税抜)	2,544,000円 (税抜)	3,736,000円 (税抜)	8,207,000円 (税抜)
90Mb/s	1,378,000円 (税抜)	2,029,000円 (税抜)	2,187,000円 (税抜)	2,660,000円 (税抜)	3,922,000円 (税抜)	8,656,000円 (税抜)
100Mb/s	1,423,000円 (税抜)	2,109,000円 (税抜)	2,275,000円 (税抜)	2,775,000円 (税抜)	4,107,000円 (税抜)	9,103,000円 (税抜)

120Mb/s	1, 512, 000 円 (税抜)	2, 268, 000 円 (税抜)	2, 451, 000 円 (税抜)	3, 003, 000 円 (税抜)	4, 475, 000 円 (税抜)	9, 992, 000 円 (税抜)
備考						
1 料金額は、加入料金区域（特定他社接続回線の終端が所属する単位料金区域ごとに、当社が附則別表に定める区域をいいます。）に基づき適用するものとします。						
2 改正前の料金表に定める通信の態様による細目が2芯式の場合においては、0.5Mb/s から40Mb/s の品目について、この表の各区分の料金額に68,000円(税抜)を加算するものとします。						

c データ伝送相当回線に係るもの

① クラス1に係るデータ伝送相当回線のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	63,900円 (税抜)	61,900円 (税抜)
1Mb/s	104,800円 (税抜)	95,800円 (税抜)
2Mb/s	168,800円 (税抜)	129,800円 (税抜)

② クラス2に係るデータ伝送相当回線のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目		料金額（月額）	
上限伝送速度	最低伝送速度	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	0.1Mb/s	46,100円 (税抜)	45,100円 (税抜)
0.5Mb/s	0.3Mb/s	54,700円 (税抜)	53,700円 (税抜)
1Mb/s	0.1Mb/s	51,800円 (税抜)	50,800円 (税抜)
1Mb/s	0.5Mb/s	67,500円 (税抜)	64,500円 (税抜)
2Mb/s	0.2Mb/s	80,300円 (税抜)	69,300円 (税抜)
2Mb/s	1.0Mb/s	110,000円 (税抜)	99,000円 (税抜)
3Mb/s	0.3Mb/s	90,900円 (税抜)	76,400円 (税抜)
3Mb/s	1.5Mb/s	143,200円 (税抜)	118,200円 (税抜)
4Mb/s	0.4Mb/s	99,500円 (税抜)	83,500円 (税抜)
4Mb/s	2.0Mb/s	176,400円 (税抜)	137,400円 (税抜)
5Mb/s	0.5Mb/s	108,600円 (税抜)	91,100円 (税抜)
5Mb/s	2.5Mb/s	207,800円 (税抜)	158,800円 (税抜)
6Mb/s	0.6Mb/s	116,800円 (税抜)	97,800円 (税抜)
6Mb/s	3.0Mb/s	239,200円 (税抜)	179,200円 (税抜)
7Mb/s	0.7Mb/s	125,500円 (税抜)	105,000円 (税抜)

7Mb/s	3.5Mb/s	268,300円 (税抜)	197,300円 (税抜)
8Mb/s	0.8Mb/s	134,100円 (税抜)	112,100円 (税抜)
8Mb/s	4.0Mb/s	294,500円 (税抜)	215,500円 (税抜)
9Mb/s	0.9Mb/s	142,700円 (税抜)	119,200円 (税抜)
9Mb/s	4.5Mb/s	319,500円 (税抜)	232,500円 (税抜)
10Mb/s	1.0Mb/s	152,200円 (税抜)	127,200円 (税抜)
10Mb/s	5.0Mb/s	344,600円 (税抜)	249,600円 (税抜)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうち、ATMデータ契約者回線に係る特定他社接続回線に関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額としします。

ア 基本額

(7) 基本回線使用料

ATMデータ契約者回線1回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
3Mb/s	12,500円 (税抜)
6Mb/s	14,900円 (税抜)
9Mb/s	16,100円 (税抜)
12Mb/s	17,300円 (税抜)
15Mb/s	18,600円 (税抜)
18Mb/s	19,900円 (税抜)
21Mb/s	21,100円 (税抜)
24Mb/s	22,300円 (税抜)
27Mb/s	23,700円 (税抜)
30Mb/s	24,900円 (税抜)
33Mb/s	26,200円 (税抜)
36Mb/s	27,400円 (税抜)
39Mb/s	28,700円 (税抜)
42Mb/s	30,000円 (税抜)

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 30 日から実施します。
(付加機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能の提供を受けている第 4 種イーサネット通信網契約者は、この改正規定実施の日において、1 の付加機能ごとに、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

特定サービス接続機能Ⅱのうち別に定めるサービスに係るもの	特定接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網契約
------------------------------	-----------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 6 月 30 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種イーサネット通信網サービスのうちイーサ伝送相当回線（クラス 1 に係るものに限ります。）に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 基本額

(ア) 特定他社接続回線

a イーサ伝送相当回線

①クラス 1 に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	全国型	ゾーン型
0. 5 Mb / s	70, 300 円（税抜）	69, 000 円（税抜）
1 Mb / s	79, 500 円（税抜）	77, 000 円（税抜）
2 Mb / s	118, 000 円（税抜）	113, 000 円（税抜）
3 Mb / s	144, 500 円（税抜）	137, 000 円（税抜）
4 Mb / s	166, 000 円（税抜）	156, 000 円（税抜）
5 Mb / s	187, 500 円（税抜）	175, 000 円（税抜）

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
(特定他社接続回線を使用する第 4 種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうちATM専用相当回線及びデータ伝送相当回線（東日本電信電話株式会社に係るものに限り。）に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
（特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうちATM専用相当回線およびデータ伝送相当回線に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱い（基本額のうち加算料の額の再算定を含みます。）は、なお従前のとおりとします。
（高速デジタル伝送相当回線に係る特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスの廃止）
- 3 平成27年8月1日実施の附則第2項に定める特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスのうち、高速デジタル伝送相当回線に係るものは、廃止します。
（経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
（特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうちイーサ伝送相当回線（クラス1に係るものに限り。）に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のとおりとします。
- (1) 料金額については、次に定める額とします。
- ア 基本額
- (ア) 特定他社接続回線
- a イーサ伝送相当回線
- ①クラス1に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	全国型	ゾーン型
10Mb/s	221,000円（税抜）	196,000円（税抜）
100Mb/s	736,000円（税抜）	486,000円（税抜）

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月20日から実施します。
（特定他社接続回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスのうちイーサ伝送相当回線（クラス2に係るものに限ります。）に係る特定他社接続回線を使用するものに関する料金その他の取扱いは、次に規定するものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 料金額については、次に定める額とします。

ア 基本額

(ア) 特定他社接続回線

a イーサ伝送相当回線

① クラス2に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	全国型	ゾーン型
0.5Mb/s	64,000円 (税抜)	54,000円 (税抜)
1Mb/s	66,000円 (税抜)	56,000円 (税抜)
2Mb/s	81,000円 (税抜)	70,000円 (税抜)
3Mb/s	96,000円 (税抜)	84,000円 (税抜)
4Mb/s	104,000円 (税抜)	91,000円 (税抜)
5Mb/s	113,000円 (税抜)	98,000円 (税抜)
6Mb/s	121,000円 (税抜)	106,000円 (税抜)
7Mb/s	130,000円 (税抜)	113,000円 (税抜)
8Mb/s	138,000円 (税抜)	121,000円 (税抜)
9Mb/s	147,000円 (税抜)	128,000円 (税抜)
10Mb/s	156,000円 (税抜)	136,000円 (税抜)
20Mb/s	196,000円 (税抜)	166,000円 (税抜)
30Mb/s	236,000円 (税抜)	206,000円 (税抜)
40Mb/s	258,000円 (税抜)	226,000円 (税抜)
50Mb/s	281,000円 (税抜)	246,000円 (税抜)
60Mb/s	304,000円 (税抜)	266,000円 (税抜)
70Mb/s	327,000円 (税抜)	286,000円 (税抜)
80Mb/s	350,000円 (税抜)	306,000円 (税抜)
90Mb/s	373,000円 (税抜)	326,000円 (税抜)
100Mb/s	396,000円 (税抜)	346,000円 (税抜)
200Mb/s	630,000円 (税抜)	480,000円 (税抜)
300Mb/s	820,000円 (税抜)	610,000円 (税抜)

1 G b / s	2, 1 6 0, 0 0 0 円 (税抜)	1, 4 6 0, 0 0 0 円 (税抜)
-----------	---------------------------	---------------------------

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年8月31日から実施します。
(特定他社接続回線又は端末回線を使用する第4種イーサネット通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係るもの(高速デジタル伝送相当回線のものに限りします。)又は端末回線に係るもの(高速デジタル伝送相当回線のものに限りします。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いてなお従前のおりとしします。

(1) 基本額

ア 臨時第4種イーサネット通信網契約以外のもの

(ア) 基本料

a 特定他社接続回線に係るもの

① 高速デジタル伝送相当回線に係るもの

①-1 接続基本料

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 8 K b / s	3 7, 0 0 0 円 (税抜)

①-2 加算料

1の特定他社接続回線ごとに、特定事業者との相互接続協定等により当社が特定事業者に支払う額(以下この附則において「接続料」といいます。)に基づいて定額利用料の額を算定し、特定事業者、品目並びに区域内及び区域外ごと(区域外については、その特定他社接続回線の回線距離ごととしします。)の料金を別に定めます。

この場合において、高速デジタル伝送相当回線に係る特定他社接続回線の終端が、同一の単位料金区域(特定事業者の電話サービスに関する契約約款及び料金表に規定する単位料金区域をいいます。)に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

なお、接続料の改定があったときは、加算料を再算定し、その改定があった暦月の初日から適用します。

b 端末回線に係るもの

① 高速デジタル伝送相当回線に係るもの

1の端末回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 2 8 K b / s	4 4, 0 0 0 円 (税抜)
5 1 2 K b / s	1 2 4, 0 0 0 円 (税抜)
1. 5 M b / s	2 1 9, 0 0 0 円 (税抜)

(2) 加算額

ア 臨時第4種イーサネット通信網契約以外のもの

種 別	単 位	区 分	料金額 (月額)
(ア) 区域外線路			当社が別に算定する額
(イ) 回線接続装置 : 取扱局伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有するもの	回線接続装置 I型の場合	1台ごとに 512Kb/s又は 1.5Mb/s用の もの	1 9, 0 0 0 円 (税抜)

(ウ) データ伝送装置	a 高速デジタル伝送相当回線に係るもの	データ伝送装置 I 型の場合	1 台ごとに	128Kb/s 用のもの	3,000円 (税抜)
		データ伝送装置 IV 型の場合	1 台ごとに	512Kb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの	7,000円 (税抜)

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 23 日から実施します。

(通信利用の制限に関する経過措置)

- 2 当社は、平成 27 年 4 月 1 日実施の附則第 2 項に定める第 4 種イーサネット通信網サービスのうち IP 通信網相当回線に係る接続契約者回線を使用するものについて、通信が著しくふくそうしたとき又はふくそうするおそれがあるときは、第 4 種イーサネット通信網サービスに係る通信速度を制限することがあります。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附則別表 加入料金区域

区域区分	単 位 料 金 区 域 の 名 称
エリア 1	青森、赤磐、秋田、旭川、厚木、池田、石岡、伊勢崎、市川、一関、一宮、市原、茨木、揖斐川、岩出、磐田、宇治、宇都宮、浦和、大分、大垣、大阪、大津、岡山、邑久、帯広、小山、尾張横須賀、鹿児島、柏、春日井、金沢、鹿沼、鹿屋、刈谷、川口、川崎、北九州、北見、岐阜、京都、釧路、下松、熊谷、熊本、倉敷、呉、桑名、郡家、高知、甲府、神戸、郡山、国分寺、小松、小松島、佐賀、堺、寒河江、相模原、佐世保、札幌、静岡、渋川、上越、白河、須賀川、仙台、草加、総社、高岡、高崎、高富、高松、滝川、立川、竜野、田原、千葉、津、津島、土浦、東京、徳島、徳山、栃木、鳥取、苫小牧、富岡、富山、豊橋、富田林、長岡、長崎、中津、長野、名古屋、那覇、奈良、新潟、西尾、西宮、葦崎、沼津、寝屋川、函館、八王子、八戸、廿日市、浜松、半田、東松山、姫路、平塚、弘前、広島、福井、福岡、福島、福山、藤岡、藤沢、船橋、別府、前橋、松江、松本、松山、丸亀、水戸、三春、宮崎、武蔵野三鷹、盛岡、八尾、八代、山形、山口、大和高田、山梨、横浜、四日市、米沢、和歌山
エリア 2	相生、鯉ヶ沢、芦別、阿南、甘木、新井、飯塚、飯山、諫早、石狩、石狩深川、石川、和泉、伊勢、伊東、井原、指宿、今市、岩沼、因島、上田、魚津、臼杵、青梅、大河原、大瀬戸、太田、大根占、大野、男鹿、岡崎、小田原、尾道、加賀、加計、掛川、加古川、笠岡、笠間、鯉沢青柳、加治木、鹿島、柏崎、蟹田、亀岡、亀山、鴨方、加茂川、鴨島、鳥山、川越、観音寺、木古内、岸和田貝塚、木次、杵築、桐生、久喜、久万、小出、古河、五条、五所川原、御殿場、佐川、佐野、三条、三田、三戸、三本松、鹿部、新発田、志布志、島田、下市、修善寺大仁、白糠、新城、須崎、諏訪、関、瀬戸、園部、高鍋、高梁、武雄、武生、玉名、玉野、千歳、天竜、東金、当別、十勝池田、十勝清水、所沢、土佐山田、土庄、豊田、十和田、長井、中野、成田、新津、二本松、丹生谷、沼田、榛原、萩、早来、播磨山崎、東広島、備前、常陸太田、常陸大宮、美幌、平戸、福崎、福野、富士、富士宮、府中、豊後高田、防府、銚田、本庄、前原、巻、松阪、松橋、三重、三木、水沢、水海道、水口、美祢、美濃加茂、鶴川、宗像、村山、真岡、茂原、安来、安塚、柳井、矢部、山鹿、大和榛原、湯浅、行橋、横須賀、吉田、吉野、竜ヶ崎、嶺北
エリア 3	会津若松、安芸、安芸吉田、阿児、足利、厚岸、網走、天草、石巻、出水、出雲、潮来、糸魚川、伊那、今津、今治、伊万里、岩泉、いわき、磐木富岡、岩国、岩手、岩見沢、上野、宇部、宇和、江差、恵那、遠軽、大口、大洲、大田原、大月、大原、大船渡、大曲、大町、小樽、角館、掛合、加世田、上川、上北山、上士幌、鴨川、唐津、木更津、木曾福島、喜多方、北上、木江、久賀、郡上八幡、玖珠、久世、俱知安、国東、窪川、熊本一の宮、倉吉、栗山、久留米、黒磯、甲山、小林、御坊、小諸、佐伯、佐久、佐渡、佐原、設楽、土別、島原、下田、下館、下関、庄原、白石、新庄、洲本、瀬高、川内、大子、高萩、高森、田川、竹田、竹原、田島、多治見、田辺、田主丸、田万川、丹波柏原、秩父、千代田、津川、築館、津名、津山、鶴岡、敦賀、弟子屈、東城、十日町、遠野、十津川、鳥羽、長門、長野原、長浜、中湧別、名護、七尾、新居浜、新見、西脇、日南、直方、能代、野辺地、伯方、羽咋、迫、花巻、原町、飯能、彦根、日田、人吉、富良野、古川、本荘、本別、三瀬谷、水俣、美濃白川、身延、美作、都城、三次、六日町、牟岐、村上、森、門別富川、柳津、八女、八幡浜、夕張、余市、八日市、八日市場、横手、和歌山、橋本、脇町
エリア 4	会津山口、阿南町、海士、有川、阿波池田、飯田、硫黄島、伊豆大島、巖原、今金、伊予三島、岩内、石見大田、浦河、宇和島、大館、奥尻、興部、小浜、尾鷲、鹿角、釜石、神岡、川本、久慈、串本、熊石、熊野、気仙沼、下呂、江津、郷ノ浦、西郷、酒田、静内、斜里、荘川、新宮、宿毛、寿都、高千穂、鷹巣、高山、伊達、館山、種子島、銚子、土佐清水、土佐中村、豊岡、中甕、中標津、中津川、名寄、二戸、根雨、根室、根室標津、能都、延岡、羽幌、浜坂、浜田、美深、日向、広尾、福江、福知山、舞鶴、松前、御荘、峰山、宮古、宮津、むつ、室戸、室蘭、紋別、焼尻、屋久島、八雲、湯沢、八鹿、米子、留萌、輪島
エリア 5	えりも、北見枝幸、対馬佐賀、津和野、天塩、浜頓別、益田、三宅、利尻礼文、稚内
エリア 6	小笠原、沖縄宮古、瀬戸内、徳之島、中之島、名瀬、八丈島、南大東、八重山

別紙1 第4種イーサネット通信網サービスに係るゾーン

ゾーンの名称	都道府県の名称
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西北陸四国	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
備考	電力系事業者等に係る特定他社接続回線と接続する接続契約者回線を利用する場合、ゾーンに属する都道府県が異なることがあります。

別紙2 特定他社接続回線に係る特定事業者及び電気通信サービス等

(1) (2)以外のもの

① イーサ伝送相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款
東日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであって、タイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスであって、タイプ2に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

② 光伝送相当回線に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	Ether コミュファサービス	Ether コミュファサービス契約約款

(2) 電力系事業者等に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社トークネット	高速イーサネット網サービス	高速イーサネット網サービス契約約款
KDD I 株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第Ⅲ種イーサネット網サービス	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社オプテージ	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社エネコム	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社QNet	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款
OTNet株式会社	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

備考

KDD I 株式会社に係る特定他社接続回線は、旧株式会社パワードコムに係るものをいいます。

別紙3 接続契約者回線に係る協定事業者及び電気通信サービス等

接続契約者回線と接続する他社接続回線に係る協定事業者及び電気通信サービス等は次のとおりとします。

- (1) イーサネット相当回線に係るもの
別紙2(2)に同じとします。

別紙4 イーサネット通信網サービスの特定他社接続回線に係る区域

特定他社接続回線に係る協定事業者	単位料金区域又は都道府県の名称
北海道総合通信網株式会社	札幌
株式会社トークネット	宮城県
KDD I 株式会社	東京都、神奈川県
中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県
北陸通信ネットワーク株式会社	石川県
株式会社オプテージ	京都府、大阪府、兵庫県
株式会社STNet	香川県、愛媛県
株式会社エネコム	岡山県、広島県
株式会社QNet	福岡県
備考 別紙2(2)に定める電力系事業者等に係る特定他社接続回線に限り適用します。	